

神奈川県町村会からの「平成21年度県の施策・
予算に関する要望」に対する措置状況

神 奈 川 県

目 次

I 重点要望

1 地方分権の一層の推進	1
2 防災対策の充実強化	4
3 廃棄物処理対策の推進	6
4 森林等水源環境の保全	8
5 福祉・医療施策の充実	10
6 医療保険制度改革の推進	12
7 都市基盤等の整備促進	13
8 防犯対策の強化	17

II 共通要望

1 町村財政基盤の整備	19
2 地域情報化施策の推進	25
3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進	28
4 福祉施策の充実	31
5 保健医療・衛生対策の充実	38
6 都市基盤整備の推進	42
7 教育振興対策の推進	43

III 地域要望

1 三浦半島地域	48
2 湘南地域	48
3 足柄上地域	51
4 足柄下地域	57
5 厚木・愛甲地域	61
6 水源地域	63

I 重点要望

1 地方分権の一層の推進

(要望事項)

地方分権改革は、第二期の改革期に入り、地方分権改革推進委員会から第一次勧告が出されました。

その中で、地方自治体を生活者の視点に立つ「地方政府」に高めていくことを地方分権改革の究極の目標に設定し、分権推進のためには、「基礎自治体優先の原則」を基本原則の第一としています。

こうした考え方方に立ち、地方の規模の大小や財政の裕・不裕を問わず、自治体が創意と工夫を凝らしたまちづくりを進め、住民福祉の向上を図られるようにするには、その自由度をいかに高められる仕組みをつくれるかが、何よりも重要であります。

よって、広域行政を担う県は町村が責任を持って自立した行政運営ができるよう、次の事項の実現を国に強く働きかけるとともに、県としての一層の努力を要望します。

(1) 地方分権改革推進委員会の提言の具体化

「地方にできることは地方が担い責任を持つ」という原則のもとに、国と地方の役割分担、国との関与等について、地方と十分に協議するとともに、担うべき地方の事務とその責任に見合った権限と税源の一層の移譲を実現すること。

地方分権改革推進委員会の第一次勧告をはじめ、今後、順次なされる勧告においては、改革の具体的な内容及び実現のための方策とスケジュールを必ず盛り込み、その具体化を図ること。

第一次勧告では、地方への事務・権限の移譲が盛り込まれたところであるが、実情を反映した十分な内容とは言えず、また、町村への移譲はほとんど無いという実態から、県として独自の移譲内容の充実と移譲システムの構築を図ること。

その際、権限移譲された事務を適切に処理できるだけの十分な税財源の確保、事務処理経費の増分及び専門的知識のある人材の支援を行うこと。

＜措置状況＞（政策部・総務部）

地方分権改革の推進について、県では、平成20年5月、「平成21年度国の施策・制度・予算に関する提案」の最重点事項の一つに「地方分権改革の推進に向けた取組」を位置付け、地方分権改革の着実な推進のために

- ・ 地方分権改革推進法の下での改革に当たっては、地方と十分な協議を行い、地方の意見を反映したものとして着実に推進すること
- ・ 「(仮称) 地方行財政会議」を法により設置するなど、国と地方にかかる制度の創設等への地方自治体の参画を確保すること
- ・ 権限移譲の推進や、国の関与・規制の廃止・縮減、国と地方の役割分担を適正化すること
- ・ 地方自治体に關係する法令の運用に当たっては、地方の自主性及び自立性が十分に發揮できるよう徹底すること
- ・ 国と地方の適正な役割分担に応じ、地方の事務・事業を自主的・自立的に執行できるよう、地方税財源の充実強化の観点から、国と地方の税源配分、国庫補助負担金、地方交付税等を確実に見直すこと

などを国へ提案したところであります。

また、同年11月には、県として、今後の勧告に盛り込むべき改革の具体的な内容や、実現のた

めの方策などを整理した「緊急提言」をとりまとめ、政府及び地方分権改革推進委員会に提出しました。

さらに、地方自治体をとりまく環境の変化等を踏まえて平成19年7月に策定した「地域主権実現のための基本方針」に位置付けられている施策にも、着実に取り組んでいるところであります。

今後も、地域主権型社会の実現に向けて、この基本方針に基づき、地方のことは地方が自主的・自立的に決定できるようにするため、国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減、税財源の移譲等に係る地方分権改革推進委員会の勧告について具体化が図られるよう、引き続き、地方六団体や県内10団体で構成する神奈川県地方分権改革推進会議などとも連携しながら、様々な機会をとらえて、国に強く働きかけてまいります。

くわえて、地方分権改革推進委員会の第一次勧告で提示された事務については、比較的、行財政力が強い本県の町村に対してもできるだけ移譲していくことが望ましいと考えておりますので、町村とも積極的に意見交換しながら、包括的権限移譲の仕組み（チャレンジ市町村制度）を活用して、本県独自の移譲を進めてまいります。

なお、移譲事務の執行に伴って必要となる財源については、引き続き、移譲事務交付金制度に則って適切に措置するとともに、特に専門性の高い事務の移譲にあたっては、事前の研修など市町村における専門的な人材の育成について配慮してまいります。

（要望事項）

（2）道州制をめぐる議論の進展

政府の道州制ビジョン懇談会は平成30年までに道州制へ移行することを打ち出し、平成22年までに最終報告を作成するなど道州制をめぐる議論が本格化している。

その際、道州と市町村との関係や、都道府県からの事務・権限の移譲に伴う市町村の行政執行体制をどうするかといった問題は避けて通れない検討課題であり、道州と市町村という二層構造における基礎的自治体の規模をどのようなものとして考えるべきかという問題は、町村のあり方そのものまで議論が及ぶことを意味する。

このように、道州制の導入は、とりわけ町村に大きな影響を及ぼす問題であるので、町村会との議論を十分踏まえること。

＜措置状況＞（政策部）

道州制について、県では、「地域主権実現のための基本方針」の取組施策の一つに「眞の地方分権改革のための道州制をめざした取組み」を位置付けており、道州制に関する情報を地方分権フォーラムや地方分権出前講座などを通じて県民・市町村の皆様に分かりやすく提供し、意見交換を行っております。

県では、こうした議論も踏まえ、他の自治体とも連携しつつ、様々な場を通じて、国に対し眞の地方分権改革に資するように働きかけており、今後も、町村会との議論を十分に踏まえつつ、こうした取組みを進めてまいります。

（要望事項）

（3）地方税財源の充実・強化

地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離縮小のために国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目指すに、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう、町村の実情を考慮した分割基準等の見直しを検討すること。

特に、地方交付税による一般財源化された財源措置では、不交付団体は行政需要があるにもかかわらず、実質的な減額措置となることから、確実かつ十分な税源移譲を行うこと。

また、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行うとともに、国庫補助負担金等を見直し、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な税源の確保を適切に行うこと。

＜措置状況＞（総務部）

「三位一体の改革」の結果、所得税から住民税への税源移譲が実施されましたが、さらなる地方分権を推進するに当たり、地方消費税を含む地方税への税源移譲によって自主財源を確保することが重要であり、その税源移譲は、町村の実情に応じた適正な配分とすべきものと認識しております。

また、税源移譲を伴わない地方交付税措置のみによる一般財源化による財源措置は、不交付団体に当たっては、歳入減につながり、財政運営に影響を及ぼすものと考えております。

したがって、地方税財源の充実が、その適正な配分を含め早急に実現されるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に要望してまいります。

（要望事項）

（4）道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路整備財源の確保

来年度からの道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方の道路整備財源を確保できるよう税源移譲を含む地方自治体の税財源を充実強化する方策の実現を図るとともに、地方分権改革推進委員会の緊急提言（平成20年5月28日）に示された地方自治体の道路整備の自由度を最大限拡大する方策についての国と地方の真摯な検討を行うこと。

また、このたびの「道路整備財源特例法案」の成立過程で生じた混乱は、全て国政に起因するものであることから、地方自治体に影響を及ぼすことなく国の責任において適切に処理が図られるようにすること。

＜措置状況＞（総務部・政策部）

道路特定財源の一般財源化に当たっては、「道路特定財源等に関する基本方針」を遵守するとともに、地方財源となる1兆円は、地方道路整備臨時交付金とは別枠として地方への恒久的な税源移譲、または、財源移譲を前提とする交付金として確保するよう国に要望してきたところであります。なお、国の予算案では平成21年度から「地域活力基盤創造交付金（仮称）」を創設することとしております。

また、暫定税率の失効によって生じた地方団体の減収影響額については、国の責任において確実に補てんするよう、国に要望した結果、「地方税等減収補てん臨時交付金」が創設されました。

（要望事項）

（5）地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止を実施すること。

特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため財源保障措置を講じること。

また、減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講じること。

＜措置状況＞（総務部）

地方交付税については、地方交付税の所要額の確保とともに、地方税財源の充実がなされるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に働きかけてまいります。

また、平成18年度の特別交付税算定において、不交付団体に対する特別交付税の重点化措置が講じられましたが、その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で、国に伝えてまいります。

さらに、現行の減税補てん債、臨時財政対策債等の償還に係る特別の財源補てん措置につ

いっては、必ずしも十分な対策となっていないことから、県においても不交付団体を含め、十分な措置となるよう、国へ引き続き働きかけてまいります。

(要望事項)

(6) 地方分権の推進に対応した県と市町村の協働の取組の推進

現在、策定作業が進められている神奈川県自治基本条例（仮称）第二次素案で、県政運営の基本原則に市町村優先の原則と市町村の県政参加の原則が明記されたことは、現在進められている第二期の地方分権改革を先取りしたものとして評価できるものであるが、こうした優れた理念を実行あるものにしていくためには、神奈川県自治基本条例（仮称）が制定された後の対応が重要なことから、実際に市町村の県政参加を行う場合、地域の状況に応じたきめ細かな対応が実現するよう、各地域県政総合センターの活用を図ること。

また、今後、地方分権を進める上で、県が独自の条例の制定や施策の推進を行う場合、県と市町村が十分な共通認識を形成できるよう、早い段階から協議の場を設けること。

さらに、共通認識の形成に当たっては、事項の性格・内容に応じて、十分な時間を設けること。

<措置状況>（総務部・政策部）

県が市町村にかかわりのある条例の制定や施策の推進を行う際には、これまでどおり、既存の仕組みを活用しながら、早い段階から、市町村の意見を聞くことや、市町村との意見交換などを実施してまいります。それに加えて、自治基本条例に基づく市町村との協議体制を整備後は、特に重要なものについて、その内容がある程度固まった段階での協議を制度的に保障してまいります。

また、これまででも各地域県政総合センターが主体となって、知事と市町村長が地域の課題について意見交換を行うことを目的とした、地域別首長懇談会を実施しておりますが、今後もこうした既存の仕組みを生かしながら、地域の状況に応じたきめ細かな対応に努めてまいります。

2 防災対策の充実強化

(要望事項)

東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中、これらの大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策を更に充実強化し、推進していくことが必要です。

このため、次の事項について国に積極的な措置を講じるよう働きかけるとともに、県としても一層の支援強化を図るよう要望します。

(1) 南関東地域直下の地震対策の強化推進

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制を東海地域と同様に強化、推進するとともに、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（安全防災局）

「南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制の強化」及び「東海地震対策大綱及び首都直下地震対策大綱に盛られた具体的対策の着実な推進」については、「平成21年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、「地震防災対策の計画的推進」として位置付け、提案しております。

(要望事項)

(2) 公共施設等の耐震化事業への財政措置の拡充

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政措置を講じるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (安全防災局)

地震防災対策の計画的推進のため「平成18年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、地震防災対策特別措置法の特例措置の延長を求める結果、特例措置の有効期限が平成23年3月31日までの5年間延長されました。

(要望事項)

(3) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の充実と県の上積助成を要望するとともに、完成時に旧日本道路公団から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び高速道路株式会社に働きかけること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の件については、国庫補助制度として橋梁補修事業、災害防除事業がありますので、県では、これらの事業に対して、技術的助言などの支援のほか、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけてまいります。なお、県の助成については、厳しい財政状況により現状では困難と考えております。

また、高速道路株式会社から負担金を徴収する制度の創設については、事業化の計画にあわせて伝えてまいります。

(要望事項)

(4) 消防救急無線の広域化・共同化に係る助成制度の創設

消防救急無線のデジタル化については、平成28年5月末日までに整備することとされており、併せて国の方針に基づき、無線の広域化・共同化が進められているところである。

現在、同事業に関する県の助成制度等としては、平成22年度を以て終了となる市町村地震防災対策緊急支援事業費補助制度はあるが、負担が多額に及ぶことから、消防救急無線整備に係る新たな助成制度を創設すること。

また、助成制度の検討に当たり、県市町村振興補助金へのメニュー追加や市町村振興貸付金制度の活用などについても検討すること。

<措置状況> (安全防災局・総務部)

消防救急無線の整備は、市町村消防の事務の一部であり、消防組織法に基づく市町村の役割であることから、そのデジタル化についても、市町村が実施することとなっておりますが、消防救急無線のデジタル化に当たっては、その整備費用が多額になるため、県では、国に対して、消防救急無線の整備について財政支援の充実・強化を図るよう要望しております。

なお、整備に当たっては、県の防災行政通信網の基地局の活用を可能とするなど市町村の整備費用の低減化を図っております。

また、市町村振興補助金のメニュー事業に関しては、平成8年度に「市町村地震防災対策緊急支援事業費補助」を創設したことに伴い、市町村振興補助金における市町村の防災・消防施設に対する補助を休止してきた経緯があります。

そのため、現行のメニュー事業への積極的な活用を図る観点からも、現行の緊急支援事業を存

続したまま、さらなる防災・消防施設に対する補助の拡充を図るための市町村振興補助金のメニュー追加は困難と考えております。

なお、市町村振興資金貸付金に関しては、一般単独事業債の対象事業であれば、活用していくだけことが可能となります。

(要望事項)

(5) 市町村地震防災対策緊急支援事業補助制度の充実

市町村地震防災対策緊急支援事業補助制度は、市町村が地震防災対策事業への継続的な取組を積極的に推進していくためには欠かせない制度であるが、まだまだ市町村の地震防災力は十分でなく、財政的にも厳しい状況であることから、今後は限度額の引上げを図るなど、市町村の意見を聞きながら、より柔軟で活用しやすい制度とするよう更なる充実を図ること。

特に、それまで対象としていた消防職・団員用被服及び消防用ホースの整備について補助対象事業として復活すること。

また、緊急消防援助隊設備整備費補助金（国庫補助金）不採択の場合、国の定める基準額及び補助率となっているが、採択された場合と、不採択時との差が大変大きく影響が大きいので、不採択時における県補助金額を引き上げること。

<措置状況>（安全防災局）

「市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金」については、補助総額が、年間20億円以下と定まっているため、市町村ごとに人口規模に応じた補助限度額を設定させていただいております。このため、補助限度額の拡大については、ご要望に添いかねますが、今後も、市町村にとって活用しやすい制度となるよう努めてまいります。

また、県では、市町村に対する県単独補助金の補助率について、原則として補助率は3分の1以内、特別の事情がある場合には、補助率を原則2分の1以内と定めており、「市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金」では、緊急消防援助隊設備整備費補助金（国庫補助金）不採択時における補助率について、地域防災力の向上を図るものであることから、2分の1としております。

(要望事項)

(6) 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

<措置状況>（県土整備部）

公社の所有団地の耐震化については、現在公社で経営状況を勘査しながら集約・再編計画に含めて検討が進められております。今後この方向性を見極めたうえで、まず必要に応じて追加調査を実施し、それらの調査の結果を踏まえ、平成27年度までに耐震化率90%達成を目標にしております。

3 廃棄物処理対策の推進

(要望事項)

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっています。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望します。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力な指導を働きかけること。

＜措置状況＞（環境農政部）

県では「平成21年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、循環型社会に向けて、排出者責任、拡大生産者責任の充実を図る方向で廃棄物、リサイクルの法体系の整備を行うよう国に提案しております。

また、不適正処理が行われた場合の排出事業者責任の強化に加えて、再資源化しやすい製品設計や技術開発の関係業界への指導などについて、あわせて提案しております。

(要望事項)

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講じるよう国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、発生抑制策の実施及び分別収集、選別保管に係る費用負担を事業者の責任として法律に明記するよう国へ働きかけること。

＜措置状況＞（環境農政部）

リサイクル各法については、「平成21年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、適正な運用が図られるよう、国民・事業者への啓発・普及を充実・強化するよう提案しております。県としても、県のたよりやホームページなどを活用した啓発・普及を引き続き行ってまいります。

また、家電リサイクル法に係る課題については、「平成21年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること、対象機器の拡大、指定引取場所の拡充、不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすることなどを国に提案しております。

さらに、容器包装リサイクル法については、「平成21年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、分別収集等に係る市町村と事業者の役割分担と費用負担について見直しを図ることを提案しております。

(要望事項)

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を講じるよう国へ働きかけること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう、併せて要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となる施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講じること。

＜措置状況＞（環境農政部）

ごみ処理の広域化に伴う施設の廃止に際し、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を図ることや、廃棄物処理施設と一体不可分である用地・建物等についても交付対象に加えるなど、交付金の対象を拡充するとともに、市町村の事業量に対応して必要な予算額の確保を図るよう、これまで国に対して働きかけを行っているところであります、「平成21年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で提案しているところであります。

また、県独自で財政支援を講じることは検討しておりません。

（要望事項）

（4）不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県では補助制度も創設されているが、町村にとって事業費に対する補助金額が十分でないことから、現行の補助率を見直し、その増額を図ること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを強化するとともに、河川や道路の管理者による不法投棄廃棄物の処理や不法投棄防止用のフェンス設置を推進すること。

さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成に積極的に取り組むこと。

＜措置状況＞（環境農政部・県土整備部・警察本部）

「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」については、平成15年度から、不法投棄物の撤去に重点的に補助金を充当することとしたところであります、厳しい財政環境下にありますが、引き続き、市町村による原状回復事業の支援を図ってまいります。

河川区域のごみの不法投棄については、県でもパトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ごみの撤去等による原状回復対策を、地元の協力を得ながら進めております。

道路においては、日常パトロールを通じて、不法投棄廃棄物の発見に努めるとともに、必要に応じて、不法投棄防止のための柵等の設置もあわせて行っております。

県警察においては、県の担当課と連携し、パトロールによる不法投棄者の発見活動を強化しているほか、不法投棄事犯に対しては、迅速、的確な事件化を図るなど、同事犯の摘発を強化しており、平成20年中においては、262件303人を検挙しております。

今後とも、県の担当課と連携を一層強化し、不法投棄者を発見するためのパトロール活動を強化するとともに、どんな些細な不法投棄事犯に対しても厳しく取締りを行うなど、不法投棄事犯の根絶に努めてまいります。

なお、植樹祭や水源林の集いなどの森林関係のイベントでのPRや、県が水源の森林づくり事業によって確保した森林に、普及・啓発の看板を設置することや、水源環境保全・再生の取組みについて、県のたより等による広報に努めるなど、県民の皆様に水源の森林の大切さをアピールしているところであります。

さらに、横浜市、川崎市、横須賀市等とともに水資源展を開催し、水の大切さ等の普及啓発にも取り組んでおります。今後も引き続き、分かりやすい広報などに積極的に取り組んでまいります。

4 森林等水源環境の保全

（要望事項）

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の

提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されています。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られています。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置を強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望します。

(1) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ働きかけること。

＜措置状況＞（環境農政部）

環境税の創設については、平成20年5月に「平成21年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、最重点要望として、国に提案いたしました。

また、他の都道府県と協調して、全国知事会としても国に要望しております。

（要望事項）

(2) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講じるよう国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は市町村に移譲すること。

＜措置状況＞（環境農政部）

森林の整備に係る財政措置については、全国知事会等の場において国へ要望してまいります。

また、保安林の指定、解除の権限については、森林法の規定によるもので、権限の移譲は困難であります。

（要望事項）

(3) 水源環境保全・再生市町村特別交付金の配分等

水源環境保全・再生市町村交付金にあっては、水源地域及び河川の上流域に位置する町村の意向を十分反映し、当該地域へ重点的に配分すること。

特に、ダム集水域に限らず、水源地域及び河川上流域に位置する町村の公共下水道整備や維持管理、合併浄化槽整備への財政支援などについても事業対象とし、また、ダム湖や河川を災害から守るための森林整備など防災対策についても交付金の対象とするよう制度の拡充、見直しを図ること。

さらに、専門知識を有する森林整備における技術的な事務（設計や監督指導など）への支援及び専門知識を有する職員の養成、育成、または、技術職員の派遣など、水源環境・保全再生事業の更なる推進を図るため人的・技術的な支援を行うこと。

＜措置状況＞（政策部・環境農政部）

水源環境保全・再生市町村交付金については、毎年、各事業の対象地域となる市町村を個別に訪問し、事業予定箇所の現地調査とヒアリングを年2回実施するなど、各市町村の意向を十分把握した上で交付額を決定しています。

また、市町村交付金の対象地域及び対象事業の拡大については、次期の「実行5か年計画」の見直しの中で、従来から取り組んでいる事業の進捗状況や当該地域の水質状況を踏まえつつ、事業の実施主体である市町村と調整を行い、さらに、県民の皆様にお願いする負担と事業効果を勘案しながら、判断してまいります。

人的・技術的な支援については、県では行財政改革の一環として県職員の削減を進めており、

県の技術職員の派遣は困難ですが、市町村職員を対象に、県の技術職員による設計積算等に関する森林技術講習会を開催しているほか、県政総合センターで随時、技術的相談に応じるなど、森林整備に関する技術支援に努めております。

また、国の研修機関では市町村職員も参加できる技術研修を実施しており、そうした市町村職員の技術研鑽の機会の情報提供に努めてまいります。

(要望事項)

(4) 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

<措置状況> (環境農政部)

作業路の整備については、協力協約締結地の木材搬出、森林整備に伴う資機材の搬出入等に利用される一時的施設として位置付け整備を実施しているところですが、作り方も様々なことから、公平性を図るために、全県統一した標準単価により補助を行っております。

作業道の整備については、協力協約締結地の森林整備、材の搬出をより効率的かつ広範囲に行ううえで重要な施設として位置付け、経費については、定められた基準の範囲内で、実行経費に対する補助が可能となっておりますので、積極的な活用をお願いしたいと考えております。

(要望事項)

(5) 自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年令層に対応できる安全で快適な自然歩道等について早急な整備を進めること。

<措置状況> (環境農政部)

自然公園歩道や東海自然歩道は、利用者の安全と利便の確保及び自然環境保全の両面から検討し、優先度の高いものから整備を進めております。家族連れに人気が高いなどといった利用形態の条件や斜面が不安定で崩れやすいなどといった立地条件等を総合的に判断して施設整備内容を決定しており、今後も計画的な管理、整備に努めてまいりたいと考えております。

5 福祉・医療施策の充実

(要望事項)

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化しています。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講じるよう働きかけることを要望します。

(1) 介護保険制度の充実

介護保険料については、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講じること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制

度とすること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

介護保険料については、被保険者の所得の状況に応じ、適正に賦課されるものと考えております。

また、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務に見合う額とすることなど、地域の実情を考慮した制度とするよう、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

（2）少子化対策の充実

少子化に対応するため、子育てにおける親の経済的負担を軽減し、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ること。

特に、乳幼児医療助成制度は現在町村の負担によって維持されているが、国の制度として創設すること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

安心して家庭を築き、出産・育児が出来る経済基盤づくりの支援を国の責任で実施すること、特に、子育て家庭の医療費負担を軽減する小児医療費助成制度の創設について、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

（3）障害者福祉施策の充実

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、事業拡大に伴う負担増など町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講じること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

国制度として重度障害児者医療費助成制度を創設することについては、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて、引き続き国に要望してまいります。

自立支援給付については、国及び都道府県がサービスの増大に対して確実にこれを支えることができるよう、市町村が支弁した費用について、その一部を法律上、必ず負担しなければならないという義務的経費とし、負担の明確化が図られております。

また、地域生活支援事業については、財源となる国庫補助金の交付額は、国予算の範囲内となっており、市町村の負担が当初の想定以上に増加している状況を踏まえ、こうした負担増が、市町村の障害福祉施策の推進に影響を与えることのないよう、国に必要な財源を確保するよう要望してまいります。

（要望事項）

（4）地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

県では、産科・小児科など特定の診療科に医師不足が生じていることから、平成21年度「国の方策・制度・予算に関する提案」の中で、医師確保対策の推進を最重点項目に位置付け、適切な地域医療体制を確保できるよう、医師の需給を所管する国の責任において、医師の就業環境を改善するための措置を行うなど抜本的な対策を講ずるよう働きかけております。

6 医療保険制度改革の推進

(要望事項)

市町村国保は、高齢者、低所得者の増大や医療費の増嵩により給付と負担の均衡を欠き、保険料も高額化してこれ以上の引上げや一般会計からの繰入れは困難となるなど、その財政運営はもはや限界に達しています。

このため、保険者の財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、早期に医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう国に強く働きかけるとともに、県による一層の支援強化を要望します。

(1) 医療保険制度の一本化

給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を早期に実現すること。

特に、市町村単位で運営している国民健康保険については、都道府県単位を軸とした再編、統合の早期実現を図ること。

<措置状況> (保健福祉部)

医療保険制度の一本化については、都道府県単位での保険者の再編統合に終わることなく、国の責任において全ての医療保険制度の全国レベルでの一本化を進め、それに向かた具体的な道筋を早急に明らかにするよう、全国知事会等を通じて国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

<措置状況> (保健福祉部)

国民健康保険制度に対する財政支援については、平成17年12月18日の総務・財務・厚生労働3大臣合意により、高額医療費共同事業、保険基盤安定制度、財政安定化支援事業等の継続が決定されたところですが、国民皆保険制度の根幹となる国民健康保険制度が維持・継続できるよう、必要な財源措置を、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

(3) 後期高齢者医療制度の円滑な運営支援

平成20年4月に施行された後期高齢者医療制度については、被保険者が十分納得できるよう制度の周知を徹底して行うとともに、町村及び制度運営主体である広域連合において混乱が生じることのないよう万全の措置を講じること。

また、制度運営に必要な条件整備（システム改修等）においても町村への負担に配慮し、その運営に支障をきたすことのないよう万全な財政的支援措置を講じること。

<措置状況> (保健福祉部)

制度の周知については、「県のたより」への掲載や県関係団体への周知活動等により協力してきたところですが、全国レベルでの政府広報の実施を、全国知事会や全国衛生部長会等の機会を通じて、国に要望してきたところであります。

また、市町村及び広域連合の事務処理等の混乱を避けるための早期の情報提供や市町村等のシステム改修経費への財政的支援措置等も国に働きかけてきたところでありますが、今後も機会を

とらえて国に要望してまいります。

(要望事項)

(4) 市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないよう、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

また、特定保健指導については、実施費用についての支援がなく、市町村国保財政を圧迫しているので、財政的支援措置を講じること。

<措置状況> (保健福祉部)

特定健康診査・特定保健指導に対する法定公費負担の基準額については、実際に掛かる費用に見合うものとするよう国に要望していくとともに、一財措置されている保健師等の人事費等についても、市町村の新たな財政負担とならないよう、必要な財政支援を行うことを国に要望してまいります。

(要望事項)

(5) 重度障害者医療費助成制度の充実

重度障害者医療費助成制度については、身体障害者及び知的障害者は対象としているが、精神障害者を対象外としている。

精神科治療は長期間にわたる場合があり、受診者の医療費負担が大きくなり、治療を中断させてしまう原因ともなりかねないことから、継続して正しい治療が受けられるよう、また、身体・知的・精神の3障害の制度格差を解消するためにも、早期に精神障害者を対象とすること。

<措置状況> (保健福祉部)

精神障害者を対象とすることについては、制度化のために解決しなければならないことを整理しつつ、実施主体である市町村との十分な意見交換を含め、慎重な検討が必要な課題として認識しております。

7 都市基盤等の整備促進

(要望事項)

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めていますが、その実現には大きな困難が伴っており、都市部との格差は拡大しています。

このため、県は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項の実現を国に働きかけるとともに、県においても積極的な措置を講じるよう要望します。

(1) 下水道の整備促進

ア 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、補助率の大幅な引上げを図るとともに、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

さらに、単独公共下水道と流域下水道との終末処理場財源における処理場施設に対する国庫補助率の格差や終末処理場財源及び管渠費財源（流域幹線）に対する国庫補助裏負担

部分についての格差を是正すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の趣旨については、引き続き国に働きかけてまいります。

（要望事項）

イ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講じること。

＜措置状況＞（総務部）

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案したうえで措置されているものであります、地方交付税の算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えていきたいと考えております。

（要望事項）

ウ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、また、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。
また、起債の借換えの基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけること。

＜措置状況＞（総務部）

下水道事業は、下水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業と比較しても長期の償還期間が設定されておりますが、下水道施設によっては耐用年数よりも償還期間が短いものも見受けられますので、制度改善が必要なものについては、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

また、公営企業金融公庫による公営企業借換債については、平成19年度から補償金免除線上償還の事業が対象とされ、平成20年度については貸付要件が拡大されております。

しかしながら、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

（要望事項）

エ 現行の公共下水道事業補助金制度について継続及び拡大すること。
また、補助制度は、起債充当できない一般財源相当分の一部に対して県費を充当する制度であるが、普及率の低い町村における下水道の早期整備を進めるため、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度に改めること。

＜措置状況＞（県土整備部）

公共下水道事業に対する県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。

平成19年度には、単独公共下水道実施市町村、処理人口普及率が低い市町村、小規模な市町村、水源地域の市町村等、県が支援すべき課題を有する市町村に対して県費補助金を重点配分するよう要綱の見直しを行いました。

今後とも、社会経済情勢の変化を見ながら必要な措置を検討してまいります。

（要望事項）

オ 水道・下水道事業における道路掘削許可を受ける際の自費復旧事務費の負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものとなっている

ので、免除を含めた見直しを行うこと。

＜措置状況＞（県土整備部）

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同様、これを免除することは困難であります。

（要望事項）

（2）生活交通の確保対策の充実

ア　国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需要調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講じるよう国へ働きかけること。

また、県においても国とは違う視点に立った財政支援や法定計画策定時における専門分野の人的支援など総合的な支援を行うこと。

＜措置状況＞（県土整備部）

生活交通確保策については、県、国、市町村、バス事業者からなる「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」において、基本的には市町村が主体となってさまざまな検討を行い、生活交通確保策の協議・検討を進めているところであります。

これらの協議・検討をもとに、これまで、県は市町村とともに、必要な調査や、運行実験などを行っているほか、町営・村営バスの運行といった具体的の確保策を講じるに当たって、必要となるバス購入費に対して財政支援を行ってきているところであります。

また、路線維持に関しても、平成15年度から、国庫補助制度を活用し、国・県協調による補助を行っているほか、平成16年4月には県と市町村の協調補助の制度を設けたところであります。

なお、一層の税財源措置について、引き続き、国に要望してまいります。

（要望事項）

イ　町村部において、路線バスは主要な公共交通としての役割を担っているが、バス路線のほとんどが行政区域をまたがって運行していることから、主要国県道や都市部での渋滞が町村部のバスダイヤの遅延要因となっており、単独町村での取組では解決困難な課題となっている。

このため、交通渋滞の激しい主要国県道や橋梁部において、バスの定時制を確保するためにP T P Sの導入やバスベイ設置などに積極的に取り組むとともに、広域的な公共交通ネットワークを形成しているバスに関する施策は、県が本来的な業務として担うべきであるという見地から、望ましい交通環境の実現に向けた取組を推進すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

バス交通のあり方については、地域に密接な市町村による検討が不可欠でありますが、行政区域をまたがるバス路線に関する課題把握や解決策については、隣接する市町村及び関係者による検討も重要であると考えております。

県では、県都市計画課、国、市町村交通施策担当課、県道路管理課、県警及び交通事業者からなる神奈川県地域交通研究会を、公共交通に関する情報交換や、公共交通のあり方等について検討する場として活用しており、具体的なご提案があれば、その部会に位置付け、必要な関係者を交えた検討を行うことが可能でありますので、積極的にご活用いただきたいと考えております。

県では、県の役割を踏まえながら、引き続き市町村とともに公共交通の利用促進等の交通施策に取り組んでまいります。

（要望事項）

ウ　路線退出等の申出に当たっては、その旨の説明書をバス内に一定期間提示させるとともに、当該期間内は利用者が意見を述べる機会を提供させ、それらの主な意見を添付すると

ともに、全路線を合計した収支一覧等の経理関係書類を併せて添付して申請させるよう「神奈川県生活交通確保対策地域協議会に係る路線退出等意向申出要領」を改正すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

神奈川県生活交通確保対策地域協議会はバス事業者による路線退出後の生活交通確保策等について協議する場であることから、ご要望のような改正を行うことは困難であります。

なお、生活交通確保策等の協議に当たっては、市町村が地域の実情にあわせて、地域住民への説明を行い、住民意見の反映等を行うこととしております。

その他、ご要望の内容については、機会をとらえて関係事業者に伝えてまいりたいと考えております。

（要望事項）

（3）海岸の整備促進

ア 相模湾沿岸は、海岸の浸食傾向が著しく、年々砂浜部分が減少している。津波、高潮、越波、海岸浸食等の災害を防止し、安全で安心して生活できる海岸を実現するとともに、後背地の計画的な利用を促進するため、養浜工事や人工リーフをはじめとした施設整備の早期実現と、景観に配慮した整備、改修を行うこと。

＜措置状況＞（県土整備部）

海岸保全施設の整備については、相模灘沿岸海岸保全基本計画に基づき、景観にも配慮した海岸保全施設の整備を行うとともに、養浜を中心とした海岸侵食対策を進めてまいります。

（要望事項）

イ 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い、大磯港西側から二宮海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講じること。

＜措置状況＞（県土整備部）

大磯・二宮海岸では、平成19年9月の台風9号により、西湘バイパスの被災とともに砂浜が著しく流出したことから、県では、砂浜の回復を図る保全策を検討するため、国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、平成20年7月12日までに保全対策手法を取りまとめ、現在、施設の構造や規模、配置などの検討を行っているところであります。

また、保全対策の実施には、多大な事業費と高度な技術力を要するため、直轄事業による新規採択について、国に要望してきたところであります。

平成21年度の新規採択は、見送られましたが、今後も、引き続き国と共同で詳細な調査、設計を行い、漁業者や、海岸利用者などの合意形成を図るとともに、平成22年度から直轄事業として保全対策に着手できるよう国に要望してまいります。

（要望事項）

ウ 海岸漂着ゴミの多くは河川からの流入ゴミであり、沿岸市町はその清掃に大きな負担を強いられているので、県において財政支援を行うこと。

＜措置状況＞（環境農政部）

海岸清掃事業については、（財）かながわ海岸美化財団が、県及び関係市町からの負担金により、計画的かつ一体的な海岸清掃を行っておりますが、海岸ごみは「原因者不明ごみ」であることから、県は広域的、包括的自治体であることを考慮し、年間を通じて計画的に行う通常清掃については清掃費用の2分の1を、台風、大雨等の際に行う緊急清掃については清掃経費の全額を負担しております。

（要望事項）

エ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされ、年々景観や環境保全のための松は減少しつつある。その対策として、松くい虫被害木の伐倒後地権者の協力を得て松くい虫に強い抵抗性松の植樹協力をしているが、町の負担は増大するばかりである。

このことから松くい虫被害に関する補助単価を見直すとともに、補助率を上げること。

＜措置状況＞（環境農政部）

松くい虫等防除事業の実施については、県は市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、健全な松林への薬剤注入による予防対策や被害を受けたマツを伐倒して除去するなどの駆除対策を重点的かつ集中的に行っているところであります。

補助単価及び補助率の見直しは、現状では困難と考えておりますが、県としても市町村が定める計画等を踏まえ、継続的な松くい虫等防除事業の実施ができるよう、国などに積極的に働きかけ、今後も引き続き必要な財源の確保に努めてまいります。

また、こうした対策に加え、被害跡地に抵抗性マツを植栽し、被害に強い松林を保全・再生していく取組みについては、景観の維持や生活環境の保全を図るうえで大切であると考えておりますので、ご要望の趣旨を踏まえ、平成20年度から事業化を行っております。

（要望事項）

オ 平成19年台風9号により大磯町から二宮町にかけての西湘海岸が甚大な被害を受け、砂浜が消失している。この砂浜を、国の直轄事業として被災前の状態に限りなく近い状況に砂浜を復元すること。また、砂浜の復元に際しては、漁業関係者の意見を十分反映させ、漁業への悪影響が出ないよう特段の配慮をすること。

＜措置状況＞（県土整備部）

大磯・二宮海岸では、平成19年9月の台風9号により、西湘バイパスの被災とともに砂浜が著しく流出したことから、県では、砂浜の回復を図る保全策を検討するため、国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、平成20年7月12日までに保全対策手法を取りまとめ、現在、施設の構造や規模、配置などの検討を行っているところであります。

また、保全対策の実施には、多大な事業費と高度な技術力を要するため、直轄事業による新規採択について、国に要望してきたところであります。

平成21年度の新規採択は、見送られましたが、今後も、引き続き国と共同で詳細な調査、設計を行い、漁業者や、海岸利用者などの合意形成を図るとともに、平成22年度から直轄事業として保全対策に着手できるよう国に要望してまいります。

8 防犯対策の強化

（要望事項）

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化しています。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められています。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講じるよう働きかけるとともに、県の取組の一層の強化を要望します。

（1）警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講じるよう国へ強く働きかけること。

＜措置状況＞（警察本部）

本県の警察官一人当たりの負担人口や犯罪情勢を見れば、現在の警察官の数をもってしても十分とは言えず、今後も警察官の増員が必要と考えております。

しかしながら、大量退職・大量採用時代の到来に伴い、採用情勢が厳しくなっていることなどを踏まえ、優秀な人材の確保、若手警察官の早期育成、あるいは、必要な装備資機材の整備等により、これまでに頂いた増員を最大限に活用し、治安の回復に一層の成果を挙げることが、当面重要なことであると考えております。

また、交番の増設については、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

今後も、要望地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正配置を検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して交番の機能をより強化することにより、治安に間隙が生じないように努めてまいります。

なお、交番の増設についてはスクラップ・アンド・ビルトを原則として考えております。

（要望事項）

（2）防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講じるよう国へ働きかけること。

また、県においても「神奈川県市町村防犯活動拠点設置事業補助金」制度を再び延長するとともに、その補助対象を拡大し、防犯灯、街路照明等の設置を対象とすること。

＜措置状況＞（安全防災局・警察本部）

県では、道路や公園等に設置する防犯カメラの適切な設置・管理のあり方について、プライバシーに配慮した措置を執ることなどを規定した「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」を平成18年3月に策定し、県民への周知に努めているところですが、厳しい財政状況の中で、ご要望の補助制度を創設することは困難であります。

しかしながら、県警察が設置を進めている「新型街頭緊急通報装置」を市町村が独自に設置しようとする場合には、その通報先を県警察本部通信指令室とするなど、警察で設置するものと同等の効果が得られるような支援協力を行うなどの柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、市町村防犯活動拠点設置事業補助金については、市町村による防犯活動拠点設置を促進するため、平成19年度までの時限を延長し実施してきましたが、県財政が厳しい状況にあることや、市町村または民間単独での防犯活動拠点の設置、民間が設置する拠点への市町村の支援等の取組みが進んできている現状を踏まえ、更なる時限の延長は行わないこととしました。

II 共通要望事項

1 町村財政基盤の整備

(要望事項)

1 地方税制等の改正について

(1) ここ数年のガソリン高の影響による国民の低燃費志向のため、軽自動車への需用が高い水準で推移している情勢下において、現行の軽自動車の税率は制限税率の引上げはあったものの、標準税率の改正は行われず、昭和59年度から現行の税率となっている、これは、性能面において遜色のない自動車税と比較すると非常に低い率となっている。自動車を取り巻く現状、今後の動向を踏まえるとともに、町村にとって貴重な財源である軽自動車税の税率について、地方分権や社会経済事情を考慮した税率に引き上げるよう、引き続き国へ要望すること。

また、町村が行っている原動機付自転車等の登録事務及び賦課徴収事務について、省力化の観点から自動車リサイクル法の手法に沿った新規登録時のみの賦課徴収制度に改正するよう要望すること。

<措置状況> (総務部)

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税と比較し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えておりますので、原動機付自転車などに係る課税のあり方の検討も含め、機会をとらえて国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 固定資産税に係る非課税等特別措置については、施策目的の達成されたものの早期廃止や縮減が必要である。また、現在優遇されている事業用賃貸建物等の住宅用地の特例措置並びに宗教法人や学校法人をはじめとする特定の者や資産については、租税の公平な負担の観点からも見直していく必要がある。町村の基幹税である固定資産税の確保の見地からも非課税措置の整理・縮減について国へ要望すること。

さらに、JR東日本・JR東海等の鉄軌道用地の評価は、現在沿接する土地の価格の約3分の1程度となっていることについて、評価方法を見直して評価額を引き上げることも併せて要望すること。

<措置状況> (総務部)

非課税措置などは、租税負担の軽減を通じて、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(3) 家屋評価は、専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっている。特に、複雑な非木造家屋の評点基準表については、より一層の整理合理化を行い、より簡素化することを引き続き国へ要望すること。

また、個人情報保護法の制定により、住民のプライバシーに関する意識が高まっており、町村が行う評価事務に支障をきたす場面もある。そこで、家屋の評価が所有者の負担とならないような簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討するよう国へ要

望すること。

＜措置状況＞（総務部）

家屋評価については、評価替えに伴い評点項目の整理合理化が図られてまいりましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっております。

したがって、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表のより一層の整理合理化や、取得価格方式、平米単価方式などの検討など、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に要望してまいります。

（要望事項）

（4） 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって理解しにくいものとなっている。税額計算の簡素化を図り、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう、引き続き国へ働きかけること。

＜措置状況＞（総務部）

負担調整措置は、負担水準の均衡化という観点から制度化され、平成18年度税制改正においてその制度が簡素化されたものであります、納税者にとって理解しやすい、より簡素な制度となるよう国に要望してまいります。

（要望事項）

（5） 各種税制に関する法改正に伴うシステム改修は、毎年莫大な経費を要し、現状では町村単独の負担になっている。厳しい財政事情の中でその対応に苦慮していることから、変更経費の全額補助制度の確立を検討するよう国へ強く要望すること。

＜措置状況＞（総務部）

税制改正に伴う電算システム改修経費については、地方交付税の基準財政需要額において、徴税費の一部として措置されており、また、県民税徴収取扱費交付金も、電算システム改修経費の性格を含むものとされております。

しかし、改修経費と比較して、その措置額は充分とは言えないものであると認識しておりますので、より一層の財源措置がされるよう機会をとらえて国に要望してまいります。

（要望事項）

（6） 税源移譲による町民税率のフラット化により、ほとんどの町村において税収は増となっているが、町村民税の増に比して県民税の増が際立っている。県は町村に対し、県民税の賦課徴収に関する事務費を補填するため、徴収取扱費として納税義務者数一人当たり3,000円を交付することとなっている。経過措置として平成19年度と20年度に限り一人当たり4,000円となっているが、平成21年度以後もこの特例を維持することと、更なる補填についても検討するよう国へ要望すること。

＜措置状況＞（政策部）

個人県民税に係る徴収取扱費が、平成19年度と平成20年度に限り、個人県民税の納税義務者数に4,000円を乗じた金額を交付することとされているのは、平成18年度税制改正で行われた税源移譲に伴い、過度的な市町村の事務負担の増加が見込まれたことによるものであります。

なお、平成21年度税制改正において、平成21年度に限り、個人県民税に係る徴収取扱費を個人県民税の納税義務者数に3,300円を乗じた金額とする地方税法の改正案が第171回国会（常会）提案されておりますので、今後の国会等における議論を注視してまいりたいと考えております。

（要望事項）

（7） 旧郵政公社が民営化されたことにより、市町村納付金が廃止され、固定資産税及び都市計

画税として納付されることとなったが、地方税法の一部改正により郵便事業株式会社及び郵便局株式会社所有の固定資産に係る課税については、平成20年度から平成24年度までの課税標準をその価格の2分の1とする特例措置が創設された。今後平成29年9月末までの完全民営化という解釈により特例措置が延長されるのではとの懸念がある。よって課税の公平の観点から平成25年度以降の特例措置について延長がないよう国へ要望すること。

＜措置状況＞（総務部）

地方税法に規定されている課税の特例等は、国の政策遂行を目的として規定されているものであります。

したがって、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社所有の固定資産に係る特例措置については、国の政策遂行上の観点から判断されるべきものと考えております。

（要望事項）

（8） 平成21年度から個人住民税の公的年金からの特別徴収制度を施行することとされたが、町村がこれを実施するためには、社団法人地方電子化協議会に加入するとともに、特別徴収に対応するための機器の整備や電算システムの構築などが必要となり、短期間に相当の費用負担が必要になることから、町村への十分な支援や国においても国民への周知を徹底することに要望すること。

＜措置状況＞（総務部）

個人住民税における公的年金からの特別徴収制度を実施するための電算システム改修等については、その費用に対する財政措置を国に対し要望し、特別交付税として措置されたところであります。

今後、平成21年10月からの制度実施に向けて、十分な周知がされるよう国に要望してまいります。

（要望事項）

（9） 不動産登記法第47条に建物の表題登記の申請について及び同法第136条に過料についてが規定されているものの家屋の未登記が多く見受けられ、町村における固定資産税の賦課に苦慮しているところであり、国において建物の表題登記をするよう指導等の徹底を国へ要望すること。

＜措置状況＞（総務部）

固定資産税の課税では、課税客体と納税義務者を把握するために、地方税法の規定により、登記所は不動産登記の内容を市町村に対し通知することとなっております。

したがって、適正な課税を図る上で、適正な登記がなされる必要があることから、機会をとらえて国に要望してまいります。

（要望事項）

（10） 500m²以上の家屋（事業所）調査については、県税の不動産取得税と固定資産税との共通理解で評価する必要があることから、県税事務所職員と町村職員との合同で調査をしているが、県の機構改革により県内5県税事務所で集中的に調査を行うことになったことから、調査時期が大幅に遅れることになっている。この傾向は特に町村において顕著にあらわれており、課税事務に支障をきたしている。については、課税事務の時期に合わせた実地調査ができるよう県の調査体制の見直しを引き続きすること。

＜措置状況＞（政策部）

不動産取得税の家屋評価事務については、平成19年度に、家屋評価専門員が事務の進行状況に応じ、所管区域外の家屋の評価にも対応できるよう調査体制の見直しを行い、評価事務の効率化を図ったところであり、平成20年度におきましては、町村の固定資産税の定期課税に支障をきた

すような評価事務の遅延は発生していないと認識しております。

引き続き関係町村との緊密な連携を保ちつつ、家屋評価事務の円滑な執行に努めてまいります。

(要望事項)

(11) 毎年行われる税制改正などに対応するため、各町村では、個人住民税の電算システムについて改修が生じている。

このシステム改修にかかる経費は、各町村の負担により行われているが、県民税を含めた個人住民税であることから、県においても県民税額に相当する部分を負担（補助）すること。

<措置状況> (政策部)

個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用については、地方税法の規定に基づき、個人県民税の納税義務者数に3,000円（平成19年度及び平成20年度は4,000円）を乗じた金額などを徴収取扱費として市町村に交付しております。

この徴収取扱費には、制度改正に伴うシステム改修費も算定上含まれているという考え方でありますので、国の制度改正など、全国一律の改正内容に対する費用負担にあっては、他の都道府県との均衡上、県がこれに加えて特別の負担を行うことは困難であると考えております。

なお、平成21年度税制改正において、平成21年度に限り、個人県民税に係る徴収取扱費を個人県民税の納税義務者数に3,300円を乗じた金額とする地方税法の改正案が、第171回国会（常会）に提案されております。

(要望事項)

2 地方債の繰上償還、借換について

政府資金にかかる地方債について、補償金を支払うことによって繰上償還が認められており、平成17年度からは補償金も含めて借換え後の対象とすることが認められましたが、補償金が町村財政に与える負担は大きく、また、公的資金の繰上償還・借換えに対し高額の補償金を支払うことは、住民の理解を得ることが難しいため、本制度の活用は見送られている状況です。

この制度を公債費負担の軽減に有効なものとするためにも、補償金等の財政負担について見直し、繰上償還や低利債への借換えへの転換が積極的に図れるよう、国に一層の緩和を働きかけるよう要望します。

また、平成19年度から3年間の臨時措置として、一定の要件を満たす団体を対象に補償金なしの繰上償還並びに借換債の措置がされているが、算定方式の変更によって財政力指数が1.0を超えたような町村を含め、要件の緩和と借換債の枠拡大について特段の措置を講じるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (総務部)

公的資金補償金免除繰上償還については、平成20年4月1日付け総務省自治財政局長通知により「平成20年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」が示され、その中で、財政融資資金及び簡保資金については、「財政力指数1.0以上の団体は対象としない」とされており、公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還については、一定の条件はありますが、財政力指数1.0以上の団体も対象とされたところであります。また、公営企業金融公庫による公営企業借換債については、平成19年度から補償金免除繰上償還の事業が対象とされ、平成20年度については貸付要件が拡大されております。

しかしながら、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

3 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスピリジウムなどの問題への対応、更には老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講じるよう引き続き国への働きかけを要望します。

- (1) 政府資金及び公営企業金融公庫資金について、貸付利率の引下げ、償還年限の延長など、発行条件の緩和を図ること。

＜措置状況＞（総務部）

水道事業については、住民の日常生活に密接に関連していることから政府資金等の公的資金が優先的に配分されており、地方公営企業等金融機構資金の優遇金利の適用や地方交付税措置等による公債費負担の軽減措置が講じられているところであります。

また、水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業債と比較しても長期の償還期間が設定されています。

公営企業である水道事業については、民間的経営手法の導入等、なお一層の経営改善努力を求めておりますが、経営健全化を図る観点から制度改革が必要なものについて、今後とも機会をとらえて国に働きかけてまいります。

（要望事項）

- (2) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

＜措置状況＞（総務部）

公的資金補償金免除繰上償還については、平成20年4月1日付け総務省自治財政局長通知により「平成20年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」が示され、その中で、財政融資資金及び簡保資金については、「財政力指数1.0以上の団体は対象としない」とされており、公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還については、一定の条件はありますが、財政力指数1.0以上の団体も対象とされたところであります。また、公営企業金融公庫による公営企業借換債については、平成19年度から補償金免除繰上償還の事業が対象とされ、平成20年度については貸付要件が拡大されております。

しかしながら、公債費の負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で、必ずしも十分な対策となっていないことから、公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

（要望事項）

4 市町村振興補助金の拡充について

市町村振興メニュー事業補助金については、平成18年度から基幹道路事業及び大規模改造事業に係る下限事業費の引下げが行われましたが、いまだ町村の活用しやすい制度とはなっていません。

財政力の弱い自治体においては、国による三位一体改革に伴う補助負担金の削減など、ますます厳しい財政状況が見込まれますので、より一層の制度の改善を図るよう要望します。

- (1) 下限事業費を更に引き下げるのこと。

＜措置状況＞（総務部）

市町村振興メニュー事業補助金は、これまで、市町村の意見・要望や行政需要の動向を踏まえ、毎年、メニューの新設改廃等、市町村の自主性・主体性を尊重し、利用しやすい制度への改

善を図っており、平成20年度には、道路施設などの下限事業費を緩和する等の制度改善を図ることとしました。

今後とも、市町村のご意見を伺いながら、利用しやすい制度への改善を検討してまいります。

(要望事項)

(2) 小規模改修を補助メニューに新設すること。

<措置状況> (総務部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、限られた財源を多くの市町村に公平に活用していただくため、維持補修費等の経常経費については、補助対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

(要望事項)

(3) 道路施設・河川施設等について、国庫補助採択事業や交付金対象事業（まちづくり交付金や道整備交付金等）も補助対象とすること。（国の補助金改革により、国庫補助が大幅に削減されている中で、国庫補助採択事業等にあっても充実した財政措置とはなっていない。特に「選択と集中」により都市基盤整備を重点的に行う都市再生整備計画エリアや地域再生計画エリアの道路等整備に特段の配慮をいただきたい。）

<措置状況> (総務部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、道路施設・河川施設における国庫補助採択事業等にあっては、国庫補助金のほか、地方債等による財政措置が充実していることから、補助対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

(要望事項)

(4) 事業費に対する補助金先付け分の上限枠（2,000万円）を撤廃・増額すること。

<措置状況> (総務部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、補助金交付要綱取扱要領第3条及び第4条に定める特定財源相当額の控除及び補助金充当可能額の算出については、限られた財源を公平に活用していただくため、地方債について、地方債の起債許可又は同意の有無にかかわらず2,000万円を残して控除することを原則とし、それを上限枠としたものでありますので、その趣旨をご勘案、ご理解いただきたいと思います。

(要望事項)

(5) 補助率を引き上げること。特に町村等小規模団体については補助要件を緩和すること。

<措置状況> (総務部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の財政負担の軽減を図ることを目的とした県単独の支援制度であることから、補助率は3分の1を原則とし、小規模である等の特別な事情がある場合に補助率を2分の1に引き上げて実施しているものでありますので、さらなる補助率の引上げは、困難であります。

(要望事項)

(6) 学校施設の整備改修等についても対象とすること。

<措置状況> (総務部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の財政負担の

軽減を図ることを目的とした県単独の支援制度であることから、補助対象となる公共施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の一般的の共同利用に供する施設としております。

したがって、義務教育施設に対しては、補助対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、義務教育施設であっても、市町村振興メニュー事業補助金の施設統廃合事業やバリアフリー対策事業など、既存メニューに該当する場合には、当該メニュー補助金の活用は可能となります。

(要望事項)

5 県貸付金の要件について

県貸付金は、同要綱の取扱要領で「年度内に完了不可能と認められる事業」については、貸付を制限又は行わないと定められています。しかしながら、昨今の公共工事においては、想定外の情勢が起こることもあり、やむなく次年度へ繰越せざるを得ないことがあります。その結果、一般財源で賄うこととなり、財政運営に支障をきたしかねない状況となってしまいます。やむを得ず事業を翌年度へ繰り越す場合においても、通常の起債同様に貸付金の繰越しが可能となるよう要望します。

<措置状況> (総務部)

神奈川県市町村振興資金貸付要綱取扱要領第2条第3項において「当該年度の事業が年度内に完了不可能と認められる事業」については、「貸付の制限又は貸付を行わないものとする」と規定しておりますが、当該年度の出来高部分については貸付を行っているところです。繰越部分については、事業費が確定しないことから、貸付が困難であり、ご理解いただきたいと思います。

2 地域情報化施策の推進

(要望事項)

1 電子自治体構築に向けた財政支援について

行政事務のIT化の進展により電算システムの重要性が増す中で、市町村にとって電算システム維持運営経費の財政に占める割合が高まるとともに、その負担は市町村財政を左右する要因となる一方、各市町村が個々にシステムを運営している現状は、市町村合併はもとより広域行政の円滑な実現の上で大きな阻害要因となっていることから、電算システムの効率的運営の実現のため、県が次の取組を実施することを要望します。

(1) 県内市町村が地方分権の推進に対応し、市町村合併や広域行政をはじめとする一体的な行政運営を円滑かつ迅速に実施できるよう、県の主導による県域単位の電算システムの共通化あるいはシステムの互換化を実現すること。

<措置状況> (総務部)

県では市町村と共同で平成17年度から電子自治体共同運営を開始し、現在、電子申請・届出システム、公共施設利用予約システム、かながわ電子入札共同システムの3つのサービスを提供しております。共同運営方式による行政サービスの充実について、新たなサービスに関する検討会を設け、今後も積極的に検討を進めてまいります。

なお、県域単位の電算システムの共同化等については、市町村が主体となり、県内市町村の合意を形成しながら進めていくべきものと考えております。

(要望事項)

(2) 国がシステムの制度設計を行う介護、住基ネット、児童手当、後期高齢者制度等については、

システムの新設及び改正に伴い市町村に生じる経費は、基本的にその全額を国庫で措置するよう、国への働きかけを行うこと。なお、電算システムに係る経費は、当該市町村の財政力等にかかるわらず、実質的に手当されることが必要であるため、国への働きかけに当たっては、その点に留意すること。

＜措置状況＞（総務部・保健福祉部）

電子自治体の推進には多額の費用が見込まれますので、システムの構築・運用や、制度改正に伴う改修等について、市町村への財政的支援措置の拡充を行うよう、今後も機会をとらえて国に要望してまいります。

（要望事項）

（3）県市町村電子自治体共同運営協議会については、その負担額に対して費用対効果が十分でないことから、それを検証することと、平成22年から運用開始となる次期システムの調達において予想される負担額増大についても十分に配慮すること。

＜措置状況＞（総務部）

県は市町村と共同で県市町村電子自治体共同運営協議会を構成し、平成17年度から電子申請・届出システム、公共施設利用予約システム、かながわ電子入札共同システムの3つのサービスを提供しております。これらに要する県市町村負担額については、協議会規約に基づき負担方法を定めているところであります。

次期システムの調達に当たっては、次期システムに係る各年度の経費が平成20年度運用費内に収まるよう調達方法を見直すなど、県市町村全体の負担額を軽減するべく協議会で取り組みを進めているところであります。

こうした取り組みを踏まえ、県市町村の負担額についても、適正な算定方法となるよう協議会全体で検討を進めてまいります。

（要望事項）

2 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の多くの地域では、山間部特有の複雑な地形のためテレビ電波が良好に受信できず、このためテレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信しており、個別アンテナ受信者の多くも劣悪な環境で受信しています。

平成23年（2011年）の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、更にテレビ共同受信施設事業の重要性が増すことと思われます。このため、テレビ共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するために想定される設備の更改等に掛かる費用は小規模な事業者の重い負担となることが考えられるとともに、地域特性に適した情報通信基盤整備の一環としての新たな事業の展開も想定されることから、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する直接補助等の支援措置を講じるよう国への働きかけを要望します。

さらに、本年3月に国から地上デジタル放送対策支援が示されたが、有線共聴施設は条件不利地域に限定されていること、さらに平成19年度は事業主体が市町村等に限定されるなど十分なものではないことから、支援策の拡充等を講じられることを重ねて要望します。

＜措置状況＞（県民部・総務部）

地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置の拡充については、中継局の着実な整備、辺地共聴施設整備における補助制度の拡充、適切・正確な情報提供など、地上デジタル放送を進める国の責任において適切な対策を講ずるよう、機会をとらえて国に要望するとともに、国の情報については市町村に伝えてまいりました。

国においては、辺地共聴施設のデジタル化支援については、平成20年度に補助率が拡充（3分の1→2分の1）されるとともに、辺地共聴施設整備に係る対象地域や事業主体の拡大など、支援措置の拡充が図られております。

なお、地域情報通信基盤整備については、国（総務省）で地域インターネット基盤施設整備事業に対する補助制度や地域の特性に応じた情報基盤の整備のため、条件不利地域の市町村及び第3セクター法人を対象とした地域情報通信基盤整備推進交付金等の支援策が講じられているところあります。

（要望事項）

3 携帯電話電波塔設置の促進について

町村部の山間地域はその大部分が山林で、国定公園や県立自然公園地域に指定されている自然豊かな地域であることから、昨今、自然回帰志向などを背景に観光客や登山客などが増加している状況にあります。

つきましては、地域住民の安全安心の確保はもとより、広く観光客等の緊急時の連絡のため、県立自然公園や国定公園を管理する県が率先し、緊急時に有効な携帯電話が使用できる環境の整備をするよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

携帯電話アンテナ基地局は各企業が設置しておりますので、設置許可申請があった際には、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の規定に基づき、適宜判断してまいります。

県では、今後も引き続き安全・安心の視点を含め、登山道など公園施設の維持管理に努めてまいります。

（要望事項）

4 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

町民や利用者への行政サービスの向上と事務の改善を図るため、市町村では戸籍の電子化を進めていますが、導入に当たっては多額のイニシャルコストとランニングコストが必要で、大きな財政負担を強いられています。

つきましては、導入費用及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な財政措置を講じるよう、国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（総務部）

戸籍事務の電算化に伴う経費については、平成16年度から、普通交付税の算定上、市町村の標準的な行政経費として措置されているところあります。

その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えてまいりたいと考えております。

（要望事項）

5 公会計システム導入への財政的支援について

地方公共団体の財政状態を検討する新たな手法として、企業会計的な考え方を取り入れたバランスシートなどの財務諸表4表の作成・公表が総務省から求められており、全団体が平成23年までに整備することになっています。

そのため、現在使用している財務会計システムに発生主義・複式簿記を併用するなどのシステム改良・開発が必要となります。現段階では、総務省改訂モデルという暫定的なモデルが示されていますが、全地方公共団体が将来的には基準モデルで作成することを想定しており、それらを網羅したシステムの導入には多額の経費が必要となります。

したがいまして、これらの財務諸表を作成・公表するに当たり、公会計システム導入に対する補助金、また地方交付税措置を含めた財政的な支援を国及び県に要望します。

＜措置状況＞（総務部）

公会計の整備に要する経費に対しては、標準的な行政経費として、平成20年度算定より普通交

付税算定（包括算定経費）により財政措置がなされております。

3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進

（要望事項）

1 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定等を積極的に実施していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加しています。つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講じるため、次の事項を実現するよう要望します。

（1）「群れ」を単位とする適正な個体数管理の徹底等、被害防止の視点からの特定鳥獣保護管理計画による徹底した個体数の適正管理

＜措置状況＞（環境農政部）

ニホンザル対策については、「第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画」に基づき、群れごとの個体数や行動域などのモニタリング結果を検証しながら毎年度、事業実施計画を策定し、事業推進しております。

また、個体数が増加し、分裂した場合には被害が拡大する恐れがある加害レベル3以上の群れは、分裂を阻止できる規模まで個体数を調整することができることといたしましたので、県としては、市町村による個体数調整の実施にあたって技術的支援や財政的支援に努めてまいります。

（要望事項）

（2）野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業の積極的推進

＜措置状況＞（環境農政部）

「第2次神奈川県ニホンジカ保護管理計画」に基づき、シカを含めた多様な野生生物の生息環境整備に資するものとして、標高や地形などの自然条件や森林の質的状況に応じ、県有林を中心多彩な森林づくりを目指した取組みを進めております。

（要望事項）

（3）町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保

＜措置状況＞（環境農政部）

有害獣防護柵整備事業及び小規模農地への獣害防止柵設置も含めて、市町村が設置又は補助事業として設置する場合には、現行の有害鳥獣被害対策事業補助金で対応しております。県では、引き続き被害防除対策に要する財政支援に努めてまいります。

（要望事項）

（4）イノシシ対策としての防護柵の設置等に対する財政支援

＜措置状況＞（環境農政部）

イノシシ対策用の防護柵設置については、市町村が直接又は補助事業として設置する場合には、現行の有害鳥獣被害対策事業補助金で対応しております。県では、引き続き被害防除対策に要する財政支援に努めてまいります。

（要望事項）

（5）有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充

実強化

＜措置状況＞（環境農政部）

鳥獣保護管理対策事業補助制度については、引き続き財政支援に努めてまいります。

（要望事項）

（6）カラス・ハト等被害をもたらす鳥類の生息調査の実施

＜措置状況＞（環境農政部）

平成12年度、13年度にカラス、ドバト、ヒヨドリ、ムクドリなどについて生息状況調査を実施し、被害対策のための基礎資料として活用しております。

（要望事項）

（7）被害に対する新たな補償共済制度の確立

＜措置状況＞（環境農政部）

県として有害鳥獣被害に対する新たな補償制度は考えておりません。

（要望事項）

（8）広域的に移動する野猿、シカ、ツキノワグマ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立すること。

- ・ 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進
- ・ 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化
- ・ 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立

＜措置状況＞（環境農政部）

効果的な鳥獣被害対策は、元来、各地域関係者の主体的な取組みがあつてこそ可能であることから、県では引き続き地域の実情に応じた主体的な取組みに対し、市町村が実施する被害対策事業をとおして助成を行うとともに、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会において広域的な被害防止対策や捕獲体制を検討してまいります。

捕獲した個体の処分については、市町村により被害防除対策と一体的に行われる個体数調整の業務の一つであり、保護管理計画においても市町村に担っていただくこととしております。

（要望事項）

（9）有害鳥獣対策により捕獲されたシカやイノシシは、現状では埋め立て処分されており、食肉として処理加工・販売することで新たな地域産業の創出が可能となるが、各自治体単独での事業化には課題が多いことから、県が主体となってその事業化の検討を行うこと。

＜措置状況＞（環境農政部）

捕獲個体の活用については、地域の活性化につなげていくために、地域が主体となった取組みが必要と考えておりますので、市町村からの具体的な提案を受けまして、県としてどのような協力ができるのか、検討していきたいと考えております。

（要望事項）

2 移入鳥獣等駆除に対する支援について

アライグマについては、神奈川県アライグマ防除実施計画の策定により、これまでの対策よりも踏み込んだものとなりましたが、タイワンリスもアライグマ同様に生活被害等を発生させており、近年、三浦半島地域における台風、強風による倒木については、「タイワンリスが木の皮をかじり、木が枯れてしまっていることが原因のひとつである」との声も寄せられるようになっており、昨今問題とされている山が荒れる要因ともなっているのではと危惧しています。タイワン

リスの生息実態や効果的な捕獲方法については情報量が少ないこともあります。そのため、生息状況調査等の実施や情報の収集・提供など必要な対策を講じるとともに、タイワンリスについても防除実施計画策定に向けた取組を検討するよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

タイワンリスについては、被害状況、各市町村の取組状況等から、県が外来生物法に基づく防除の確認を受ける予定はありませんが、各市町村の捕獲等が円滑に進められるよう防除の確認を受けるための支援を行っております。また、各地域鳥獣対策協議会において、地域特性に応じた被害防止対策事業や捕獲等体制を議論・検討するとともに、情報収集・提供に努めております。

また、市町村が行う捕獲経費については、引き続き財政支援に努めてまいります。

（要望事項）

3 ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多大な吸血被害を受けています。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっています。

現在、ヤマビル対策共同研究が実施されていますが、被害も広域範囲となっているため、県としても、広域的な事業として早急にヤマビル駆除対策に積極的に取り組むとともに、町村が実施している駆除対策事業を支援するよう次の事項について重ねて要望します。

（1）ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援。

＜措置状況＞（環境農政部・政策部）

ヤマビル対策の一環として、県の試験研究機関を中心に、平成19年度から2か年計画で、ヤマビル対策に向けた共同研究を推進しております。平成19年度の研究結果は中間報告としてとりまとめ、平成20年6月に県民向けの報告会を実施いたしました。最終的な報告書については、平成20年度末にとりまとめ、関係市町村等への情報提供を予定しております。

また、県では、分布拡大の抑制に向け、市町村が行うシカの管理捕獲や防護柵の設置に対する財政支援に努めるとともに、ヤマビルの被害が深刻で、対策に積極的に取り組もうとする地域の重点対策計画に基づき、草刈りなどの環境整備や野生鳥獣対策など、市町村や地域が実施する取組みを支援してまいります。

（要望事項）

（2）県のヤマビル対策共同研究によると、ヤマビルの広域にわたる生息域の拡大要因の一つとして、ニホンジカの生息数の広域・拡大が上げられている。このため、農作物への被害対策を目的とした防鹿柵の設置にとどまらず、ヤマビル被害撲滅に向けた防鹿柵の設置ができる事業拡大と補助事業などの拡充。

＜措置状況＞（環境農政部）

ヤマビルの生息域（被害）減少を目的とした防鹿柵設置事業は考えておりませんが、市町村がシカの被害対策を目的とし防護柵を設置する事業については、既存の補助制度がありますので、引き続きその中の支援に努めてまいります。

また、ヤマビルの被害が深刻で、対策に積極的に取り組もうとする地域の重点対策計画に基づき、草刈りなどの環境整備や野生鳥獣対策など、市町村や地域が実施する取組みを支援してまいります。

(要望事項)

(3) 県による生息域や生息環境などの生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究、環境影響調査、茶園等の農耕地管理調査研究などの、現在の研究成果を踏まえた駆除や拡大防止策の積極的な実施と、抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等の実施。

<措置状況> (環境農政部)

ヤマビルの生息域（被害）減少を目的とした防鹿柵設置事業は考えておりませんが、市町村がシカの被害対策を目的とし防護柵を設置する事業については、既存の補助制度がありますので、引き続きその中の支援に努めてまいります。

また、ヤマビルの被害が深刻で、対策に積極的に取り組もうとする地域の重点対策計画に基づき、草刈りなどの環境整備や野生鳥獣対策など、市町村や地域が実施する取組みを支援してまいります。

(要望事項)

4 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等につきましては、定期的に実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施しています。

しかしながら、河川全域では、不十分な個所も見受けられることから、更なる草木の除草並びに伐採を要望します。

更に河川内の雑木の伐採や草木の除草につきましては、地元の住民や各種団体がボランティアで行っていることから、引き続き活動を行うための助成制度の創設を併せて要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の河川の草刈りや伐木については、洪水対策や、河川環境の保全を一層推進するため、事業拡大に努めています。

地元住民や各種団体が行っている除草等への助成制度創設については予定がありませんが、これまででも、草刈り作業等を地元自治会等に委託する自治会委託制度により実施してきましたので、今後も地元の皆様の協力をいただき、自治会委託制度の積極的な活用に努めてまいります。

4 福祉施策の充実

(要望事項)

1 児童福祉の充実について

(1) 国は、少子化対策として児童手当特例給付の支給対象を拡大してきた。

今後、地方負担を余儀なくされるこれらの制度改革は、財政状況の厳しい地方行政にとって、更なる義務的経費の増額につながり、地域の特性に合わせた少子化対策・子育て支援の次世代育成支援行動計画の推進にも大きな影響を及ぼすことが心配されるので、本年度から支給対象が拡大された特例給付も含め、国が全額費用負担をするよう強い働きかけを行うこと。

また、国は、このような制度改革による少子化対策の効果を検証し、国民や地方自治体に説明することを要望するとともに、地域医療機関における産科・小児科の減少が著しい中、安心して子どもを生み育てる環境が損なわれていく傾向から、国において効果ある抜本的な少子化対策を講じられること、新制度の施行については、住民の窓口となる市町村の意見を聴取すること。

<措置状況> (保健福祉部)

安心して家庭を築き、出産・育児が出来る経済基盤づくりの支援を国の責任で実施すること、特に、児童手当については、制度拡充に伴う地方負担が増加しないよう、確実な税財源措置を講じることを国に要望しております。

(要望事項)

(2) 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難であるため、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

<措置状況> (保健福祉部)

児童虐待の防止等に関する法律の改正及び児童福祉法の一部改正による市町村の児童相談窓口の設置に対する支援については、県では「市町村における児童相談ガイドライン」を作成・配布して日常業務に役立ててもらうとともに、市町村職員に児童相談所の実地研修を実施するなど支援を継続しております。

また、児童相談所職員が、市町村職員との同行訪問、同席面接、ケース検討会議への参加、要保護児童対策地域協議会の運営など、地域の実情に合わせて適宜支援を行っております。

(要望事項)

(3) 保育所における障害児保育に対する補助制度が平成15年度から一般財源化されて実施されているが、その対象児童は特別児童扶養手当受給者等となっている。しかし近年、特別児童扶養手当受給者に該当しない児童、例えば多動症や自閉症などの発達障害児童が多くなってきているのが現状である。

このため、次の事項について重ねて要望する。

ア 発達障害児等への福祉施策の拡充を図るための新たな支援制度を創設するよう国に働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

障害児保育の実施に当たっては、県単の補助事業である民間保育所運営費補助において、特別児童扶養手当の支給対象児を除く障害児の受入に要する保育士の雇用経費に対して、助成を実施しているところですが、保育の実施主体である各市町村の意向を踏まえつつ、国助成の拡充について、働きかけてまいります。

(要望事項)

イ 平成17年4月21日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知の中に、発達障害児の保育所への受入れの充実が記載されているが、クラス担任1人だけでは保育することができず、補助員を配置しなければならないので、障害児保育実施要綱の見直しや補助員等職員の配置に伴う人件費補助などの財政支援について、国に強く働きかけるとともに、県としても支援等を講じること。

<措置状況> (保健福祉部)

障害児保育の実施に当たっては、県単の補助事業である民間保育所運営費補助において、特別児童扶養手当の支給対象児を除く障害児の受入に要する保育士の雇用経費に対して、助成を実施しているところですが、保育の実施主体である各市町村の意向を踏まえつつ、国助成の拡充について、働きかけてまいります。

(要望事項)

(4) 放課後児童健全事業について、国は放課後等における子どもたちの安全で、健やかな居場所づくりを推進するということで、放課後子どもプラン推進事業費に国庫補助金を交付しているが、この国庫補助

基準では、児童数が10人未満の放課後児童クラブは補助対象外となってしまいます。地域の状況を踏まえ、制限を廃止し、少人数のクラブでも対象とするよう、国へ働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

放課後児童健全育成事業については、地域の状況を踏まえて、国庫補助の拡充をするよう国に要望しております。

（要望事項）

（5）児童手当の所得認定に当たり、未申告者及び夫が米海軍等に勤務し所得確認ができない者を「所得なし」と判断する不公平な現行の児童手当法の改正を国に働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

要望の趣旨については、国に伝えてまいります。

（要望事項）

2 障害者福祉の充実について

（1）地域生活支援事業は、統合補助金として予め定められた額を、事前に市町村からの事業協議を受けず事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされているが、サービスの充実を図ろうとしても、必要とする補助金額が配分されるとは限らない。市町村が従来の障害福祉サービスの水準を下げることなく、より一層充実していくよう、十分な財源確保を図ること。

既に障害者自立支援法は施行されたが、障害者及びその保護者が地域で安心して暮せる社会となるよう、当事者及び市町村の意見を傾聴し、よりよい制度への改善充実を国に働きかけること。

また、県においても障害者自立支援法の成立に伴った「県単補助制度」の見直しに当たって、現行の県単独補助金である在宅障害者福祉対策推進事業補助金等について、今後ともこれまでの事業の運営水準が維持できるよう継続、拡充すること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

市町村地域生活支援事業については、財源となる国庫補助金の交付額は、国予算の範囲内となっており、市町村の負担が当初の想定以上に増加している状況を踏まえ、こうした負担増が、市町村の障害福祉施策の推進に影響を与えることのないよう、必要な財源を確保するよう、国に要望してまいります。

障害者自立支援法のよりよい制度への改善充実については、法の見直しが平成21年度に予定されていることを踏まえ、見直しに当たっては、事前に地方自治体の意見を十分に聞きながら検討を進めるよう、あわせて、国に要望してまいります。

また、「県単補助制度」の見直しについては、市町村に十分説明をし、理解を得ながら進めてまいります。

（要望事項）

（2）障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成18年度から施行された障害者自立支援法は利用者負担1割が設けられ、平成19・20年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施されたことより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。

については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1／2、県1／4を維持すること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

自立支援給付の補助率については、法定の義務的負担割合であり、県では、引き続き法律の趣旨に則り、市町村に対する支援を行ってまいります。

（要望事項）

（3）障害者地域作業所については、県でスタートした制度であり、障害者の作業訓練や日中活動など地域生活を支える場として、その役割は大変大きなものがある。県は地域活動支援センター等を含めた法定内事業への移行について、補助金等今後の支援について検討されているが、自立支援法における法定基準を満たさない小規模作業所については、法定基準のみを対象とせず、県が独自の施策を展開するなど、今まで作業所が担ってきた役割等が失われることなく、障害者地域作業所の機能が十分確保できるよう、現行運営費補助の継続と支援体制を充実すること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

障害者地域作業所については、障害者自立支援法の施行により、同法に基づく就労支援に向けた事業や市町村地域生活支援事業の地域活動支援センターへ移行することが可能となりましたが、移行の条件等がすぐには整わない場合もあることから、経過措置として、障害者地域作業所に対する必要な支援を行っており、平成21年度においても、平成20年度と同一の補助率を維持することとしました。

（要望事項）

（4）重度障害者医療費制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。
このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1／2を維持すること。
また、重度障害者になった年齢が65歳以上を県重度障害者医療費助成制度の対象外としたことで、町の負担が増加するので、制度の対象とすること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

重度障害者医療費助成制度の補助率については、事業の安定的な継続を図るため、県と政令市、中核市との役割分担を踏まえ、市町村と話し合いを行いながら、事業の推進を図ってまいります。

また、制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度全市町村からの要望に基づき、「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、県と11市町による検討会を設置し、対象者の見直しなどの検討を重ねた経緯があります。

その検討結果が、平成19年3月に報告書として県に提出され、その後、各市町村長や障害者団体等との意見交換を実施し、平成19年9月に重度障害者になった年齢が65歳以上を対象外とするなどの見直しを行ったところであります。

この制度を将来にわたって安定的に維持・継続することについては、県・市町村を通じた共通の認識であると受け止めており、県としての見直しの方針は維持してまいります。

（要望事項）

3 介護保険制度の改善について

（1）介護保険給付費の負担について、国負担の居宅給付分25%及び施設等給付費分20%にそれぞれ5%の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については、都道府県により格差が生じていますので、第1号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、算定方法の見直しを国へ働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

介護給付に係る国庫負担については、現行の財政調整交付金とは別枠として措置するなど、確

実な税財源措置を講じるよう、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講じるよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、統一的で公平な運営を講じるため、国において恒久的な制度の拡充に努めるとともに、確実な税財源措置を講じるよう、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

(3) 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。

また、特別養護老人ホームにつきましては、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。

平成21年度からスタートする第4期介護保険制度の改定に当たっては、持続可能かつ実情に即した制度とするため、介護家族等に対する慰労制度を充実するよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

介護家族等に対する慰労制度については、地域支援事業（任意事業）に、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした家族介護継続支援事業が位置付けられており、各市町村がそれぞれの地域の実情や必要に応じて実施すべきものであることから、当該事業の活用が望まれます。

なお、地域支援事業においては、包括的支援事業と任意事業の事業区分が同じ枠のため、事業の実施に弊害となっている旨は国に要望しております。

(要望事項)

(4) 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まる認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。また、小規模多機能型居宅介護のように、サービスが創設されて約2年が経過しても、その事業所の整備がなかなか進まないという現実も介護報酬に大きな原因があると思われる。

このような問題を解決すべく現状の分析に基づき介護報酬の見直しを国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

介護報酬の見直しについては、介護現場の実態を踏まえ人員配置基準や介護報酬体系の見直しに必要な措置を講ずるよう、引き続き、国に要望してまいります。

(要望事項)

4 高齢者福祉の充実について

(1) 高齢化社会の進展に伴い、シルバー人材センター等の役割は今後ますます重要になるが、特に団塊の世代の一斉退職を迎えることに伴い、会員の大幅な増加に対応した体制の充実や事業規模の拡大が必要になるなど、運営は大変厳しい状況にある。

県補助金については、平成15年度から補助限度額の引下げが実施されたが、実情を十分に理解された上、今後、補助金について基準の引下げなどを行わないこと。

＜措置状況＞（商工労働部）

各町村が設置する高齢者事業団につきましては、シルバー人材センターへの法人化の促進を図る中、高年齢者労働能力活用事業費補助金として当面、継続することとしており、平成21年度予算においても、平成15年度の補助限度額を維持することとしております。

（要望事項）

（2） 法人格を有するシルバー人材センターへの補助金の交付期間については、現行は3年間であるが、当該交付期間の延長も含めて助成制度の見直しを行うこと。

＜措置状況＞（商工労働部）

法人格を有するシルバー人材センターにつきましては、国庫補助金交付対象であるため、本県からの補助は、原則として平成18年度をもって廃止いたしました。しかしながら、新たに法人化したシルバー人材センターにつきましては、財務体制が脆弱であると考えられるため、法人化から3年間に限り補助金を交付することとしています。

補助金交付は、あくまで例外的な措置でありますので、交付期間の延長は予定しておりません。

（要望事項）

（3） 現行の高齢者在宅福祉事業補助金基準では、単位老人クラブ会員数が概ね50人以上（運用常時30人以上）が補助対象となっている。

しかし、地域性等から少人数で構成せざるを得ない状況においても活動が活発に行われている単位老人クラブもあるので、会員数の基準を撤廃し、少人数の単位老人クラブも補助対象とすること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

国要綱では、会員の規模について「ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。」としておりますので、少人数で構成せざるを得ない状況においても活動が活発に行われているクラブがあれば、当該事業の対象となり得るかについて、国に確認を取りつつ対応してまいりたいと考えております。

（要望事項）

5 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

首都圏域に位置する本県では、全国的に都市化が進み、日常生活において大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。生活保護者の安定した生活を確保するため、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、母子加算廃止、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望します。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、生活保護者の更生医療等他法優先については、県による町村への支援策を講じるよう要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

母子加算廃止や生活保護基準の引下げについては、国民生活のセーフティネットとしての機能が堅持されるよう、今後の国における検討の動向を注視してまいりたいと考えております。

級地区分のは正については、地域の実情に即した見直しを行うよう、国に要望しておりますが、今後とも、市町村と連携し強く要望してまいります。

生活保護費の国庫負担金については、本来、生活保護制度は、国が責任を持って実施すべきものであり、国庫負担率の引下げは生活保護行政の適正な運営に重大な支障を来しかねないところから、現行の負担率を維持するよう、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

6 観光地における国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の設置について

近年、障害者の社会参加が増加している中、県内には多くの観光客が来訪しており、その中には障害者の旅行客も含まれていることから、観光地の町では、町が設置しているトイレについては、オストメイトに対応した整備を図っているところです。

つきましては、国・県が設置している公衆トイレについても、身体障害者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望します。

<措置状況> (保健福祉部、環境農政部、県土整備部)

公共的施設については福祉の街づくり条例の整備基準において、車いす使用者などの障害者や子どもを連れた方をはじめ、だれもが利用しやすいトイレを「みんなのトイレ」と位置付け、設置を義務付けております。

この整備基準については、現在、施行規則の改正作業を進めており、一定規模の便所にオストメイト対応の水洗器具を設置することを義務付ける方向で検討を進めております。

なお、箱根町小涌谷地内に新設したトイレについては、福祉の街づくり条例に基づき、オストメイトに対応した整備を行いました。

(要望事項)

7 パーキングパーミット制度の導入検討について

福祉の街づくり条例やバリアフリー新法により、公共的施設への車いす使用者の駐車場の設置が義務付けられていますが、一部の健常者のモラルの欠如により、車いす使用者の駐車場に健常者が駐車することにより真に必要な方が利用できないケースが多く、中には、市販の車いすマーカーを車に貼った健常者が駐車する悪質な事例も見受けられるなど、車いす使用者にとっては大きな問題となっています。

こうした課題を解決するための制度として、障害や負傷、妊娠・出産等で歩行の困難な方に利用者証を交付することで、駐車場を利用できる方を明らかにし、駐車スペースを確保するパーキングパーミット制度が一部の県等で導入されています。

パーキングパーミット制度につきましては、障害者等が買い物や通院、余暇活動等により、居住市町村以外へ外出する機会も多く、市町村単独で実施するよりも、広域的な取組が効果的であることから、同制度の導入について県において積極的に検討するよう要望します。

<措置状況> (保健福祉部)

車いす使用者用駐車場の適正な利用については、障害のある方が自由に移動し社会に参加することができるよう、県民一人ひとりが理解し主体的に協力していくこと、すなわち「心のバリアフリー化」が重要ですが、残念ながら県民皆様の理解が進んでいるとはいえない状況にあります。

他県では、行政による利用証の交付により利用者を限定する方法を実施しているところもありますが、駐車場の利用者が必ずしも県内在住者に限定されないこと、さらに身体障害者手帳を所持していない方でも広い駐車区画を必要とされる可能性もあることなど、県での実施は、実効性の観点から現時点では難しいと考えております。

しかしながら、この問題は、障害者等の移動の確保という点で大変重要な課題であることから、心のバリアフリーを進め、県民の皆様や各団体等の主体的な取組みを促すための効果的な方策等について検討してまいりたいと考えております。

なお、県では、車いす使用者用駐車区画の正しい利用等をテーマにした心のバリアフリーチラシを作成し、市町村や社会福祉協議会等の関係機関へ配布したほか、県のたよりでも同様の注意喚起を行っているところでありますが、今後とも機会をとらえ、広報紙等を活用し、普及啓発を進めてまいります。

また、商工業団体等の関係事業者や県民、当事者団体、行政機関で構成する「神奈川県福祉の街づくり推進協議会」の場などを通じて、団体等に対して施設利用者のマナー向上に取り組んでいただくよう働きかけてまいります。

5 保健医療・衛生対策の充実

(要望事項)

1 地域医療体制の充実について

(1) 平成16年4月から開始された新医師臨床研修制度の実施によって、研修医が大学の医局に在籍する数が大幅に減少し、大学病院では地方に派遣していた医師を呼び戻す現象が現れ、この結果地方の病院では医師の不足により診療科目を減少させるなど、患者の不安は深まるばかりで、災害時の拠点病院の機能を保つことができないことも予想されている。このため、新医師臨床研修制度の見直しと、地域医療体制の充実強化を国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

県では、全国衛生部長会の場を通じて、新医師臨床研修制度の見直しを国に働きかけてきましたが、この度、厚生労働省と文部科学両省の検討会で、研修制度の見直しの報告書がまとめられたとの報道がありました。今後、2010年度の募集に提言を反映する方向で省令改正などが進められていくとのことですが、都道府県や病院ごとに募集定員の上限を設けるなどの制度見直しにより、真に必要な医師を地方に配置できるよう今後とも申し入れてまいります。

また、県では、特定の診療科に医師不足が生じていることから、平成21年度「国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、医師確保対策の推進を最重点の項目に位置付け、適切な地域医療体制を確保できるよう、医師の需給を所管する国の責任において、医師の就業環境を改善するための措置を行うなど、抜本的な対策を講ずるよう働きかけております。

(要望事項)

(2) 少子高齢化が進む中、安全で安心して子育てが出来る社会を創るため、産科・婦人科・小児科医師の確保、育成及び診療機関の新設・継続等を促進し、地域における医療体制の充実を図る施策を推進するよう、国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

県では、産科・小児科など特定の診療科に医師不足が生じていることから、平成21年度「国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、医師確保対策の推進を最重点の項目に位置付け、適切な地域医療体制を確保できるよう、医師の需給を所管する国の責任において、医師の就業環境を改善するための措置や大学医学部の定員増を行うなど抜本的な対策を講ずるよう働きかけております。

(要望事項)

2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

少子化社会の問題が叫ばれて久しい中、昨年、日本の総人口が減少に転じました。このため社会活力の低下や社会保障制度の維持などが懸念され、少子化対策の拡充が急務とされています。子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引下げや所得制限の撤廃を要望します。

また、都道府県の補助施策にも格差が生じていることから、国による新たな助成制度の創設を働きかけるよう、重ねて要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

小児医療費助成制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度全市町村からの要望に基づき、県と11市町による「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、検討を重ねた経緯があります。

その検討結果が、平成19年3月に検討会報告書として県に提出され、その後、各市町村長や医師会等の関係団体との意見交換を実施し、同年9月に県としての方針決定をし、対象年齢の拡大及び一部負担金の導入等を内容とする見直しを行ったところであります。

市町村においては、県と一緒に見直しの検討をしてきた経緯もあり、見直しの必要性はご理解いただいていると思いますので、県としては方針を変更する考えはありません。

また、県では、安心して家庭を築き、出産・育児が出来る経済基盤づくりの支援として、子育て家庭の医療費負担を軽減するため、小児医療費助成制度を創設することを、国に対して引き続き要望してまいります。

（要望事項）

3 保健・予防事業に対する財政支援について

三位一体改革を受け、平成17年度から母子健康診査事業の国庫補助負担金が廃止され、また基本健康診査や健康教育事業などの保健事業の交付基準額引下げにより実質的に補助負担金額の引下げが行われるとともに、県単独補助についても廃止又は削減が行われています。このような措置は、実質的な市町村への負担転嫁と言えます。さらに、予防接種に要する費用についても、法の規定により市町村が実施すべき予防接種は全ての負担を余儀なくされています。

地域における健康日本21の推進、健康増進法に基づく健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が求められるなど、市町村が果たす役割はますます大きくなっています。

つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、併せて予防事業の確実な実施に向けて、県の財政支援を強く要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

市町村は住民に一番身近な自治体であり、地域における住民の健康づくりの推進役であることから、市町村が事業を円滑に実施できるよう、県では平成13年2月に策定した「かながわ健康プラン21」に、県民が取り組む健康づくりの目標として「かながわ健康づくり10か条」として取りまとめるとともに、「かながわ健康プラン21推進会議」を設置し、プランの推進をとおして市町村の健康づくりの環境整備を図っております。

なお、定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でありますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児（就学時前）の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

障害者、小児（就学時前）、ひとり親家庭等を対象とする地方単独事業が地域福祉に果たす役割は大きいことから、引き続き、国庫負担金減額措置の廃止について国に要望してまいります。

（要望事項）

5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、保険医療制度の見直しや対象者の増加などに伴い事業費が増加しており、制度の安定的な運営を図るため、県と市町村が一体となって「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、見直しが行われたところです。

しかしながら、一部負担金の導入、対象者や所得の制限においては、実施主体である各市町村において、助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることを危惧しています。

つきましては、今後この格差が縮小するよう県の主導により改善策を実施していくように、また、併せて、法律等に基づく全国統一した助成制度を構築するよう、国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

医療費助成制度については、県としての見直しを行ったところあります。今後、実施主体である各市町村において、その地域に応じた住民のニーズや重点施策の置き方により、取扱いが異なることもありますが、それを県が均てん化するのは困難と考えております。

また、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等で、国において公費負担医療制度を創設するよう要望しております。

（要望事項）

6 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、このような新たな地方への負担を伴う施策については、地方の意見を十分に聞いた上で実施するとともに、その費用の負担については、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種等定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう、国への働きかけを重ねて要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でありますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

7 妊婦健康診査公費負担の充実に伴う支援について

近年、妊婦を病院間で「たらい回し」にする事例が多く発生している状況にあります。

発生要因としては、「産婦人科の医師不足」や「経済的負担による妊婦健康診査の未受診」、「出産に対する責任感の欠如」などが指摘されており、妊婦健診の重要性を再認識しています。

妊婦健診については、平成19年1月の厚生労働省通知において、「5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられる。」との見解が示され、義務付けはされていないものの、市町村による妊婦健康診査公費負担の充実が求められています。

こうした状況に対応するため、市町村では公費負担の回数を拡大していますが、市町村の負担が大きいことから、妊婦健診に係る財政支援については交付税措置ではなく、「特定財源」として措置されるよう、国への働きかけを要望するとともに、県におきましても、本事業の趣旨を理解いただき、補助制度等を創設するよう要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

母子保健法第13条に基づき市町村が行っている妊婦健康診査については、平成19年度から5回分まで地方財政措置されております。国では、妊婦が受診することが望ましいとして提示している健康診査回数（14回程度）まで公費負担の拡充を図るため、地方財政措置されていない9回分について、平成22年度までの間、市町村の公費負担事業経費の2分の1に対し財政支援することとし、平成20年度2次補正予算に盛り込んだところであります。県では、これまで「平成21年度

「国の施策・制度・予算に関する提案」において、妊産婦検診に対して実態に即した財政措置を講じることを、重点事項として提案したほか、全国知事会等を通じて要望を行ってまいりましたが、この2次補正予算を受け、県に国庫交付金を原資とする基金を創設し、これを財源とする補助事業を新設して、市町村に財政支援を行ってまいります。

(要望事項)

8 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度の継続について

浄化槽法の一部改正に伴い、平成13年度以降、浄化槽の新設時においては、合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。今後、適正な生活排水処理を推進するためには、既設単独処理浄化槽（汲み取りを含む）から、合併処理浄化槽への設置替えが重要となっています。

このような中、県では、合併処理浄化槽の新規設置に対する補助について、平成21年度以降は廃止する方向で検討がされていますが、県の補助がない中で従来どおりの補助を継続することは、町村にとって財政的に困難であります。また、住宅を建築すること自体、高額な資金を要することから、浄化槽設置者の負担軽減を図るためにも、引き続き現行の補助制度を維持するよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

浄化槽法により合併処理浄化槽の設置が義務付けられ、単独処理浄化槽からの転換を促進することが課題となっていることから、県では、市町と協議を進め、ダム集水域以外における合併処理浄化槽の補助制度を見直し、移行期間において平成21年度から新規設置に対する整備費補助は廃止し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、補助することといたします。

一方、国においては平成18年度に単独処理浄化槽の撤去費を助成する制度を創設しましたが、対象地域が極めて限定されたものとなっておりましたので、適用範囲の拡大について、国に要請してまいりました。平成21年度からは適用範囲が拡大され、本県においても対象となることから、県でも助成制度を創設いたします。

今後とも厳しい財政状況を踏まえながら、合併処理浄化槽の整備を推進するため、市町村と協議しながら支援に努めてまいります。

(要望事項)

9 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

ご要望の点について、県において制度化することは、厳しい財政状況から困難ですが、高度浄水施設整備や水道管路近代化推進事業などについては、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところであります。なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう、国に要望してまいります。

(要望事項)

10 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していく上で、人体に有害な鉛が溶け出す鉛製水道管・水道メーター器の取換工事は、水質基準の強化とも相まって早急に実施する必要がある重要な事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となるの

で、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を再度要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

ご要望の点について、県において制度化することは、厳しい財政状況から困難であります。鉛製の導水管、送水管、配水管の更新事業については、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところであります。なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

6 都市基盤整備の推進

（要望事項）

1 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけるよう要望します。

（1）公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げ

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも国に要望してまいります。

また、用地対策連絡協議会を通じても、国に継続要望しております。

（要望事項）

（2）収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも国に要望してまいります。

また、首都圏整備促進協議会及び用地対策連絡協議会を通じても、国に継続要望しております。

（要望事項）

（3）相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地の公共用地への提供について、特例措置による納税の免除

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも国に要望してまいります。

また、首都圏整備促進協議会及び用地対策連絡協議会を通じても、国に継続要望しております。

（要望事項）

2 道路の整備促進について

県内各地域を通る都市計画道路が計画され、順次整備されていますが、いまだ未整備箇所も多く、地域の交通渋滞を招くとともに、地域生活道路に通過車両が入り込むなど、良好な生活環境が脅かされています。道路整備の促進によって交通渋滞の緩和や計り知れない経済効果が期待されるので、早期にさがみ縦貫道路等の都市計画道路（国道及び県道）の整備を促進するよう要望します。

また、幹線道路及び生活道路の新設、改良等、整備の促進を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

道路の整備については、地域の実情を踏まえつつ、緊急性や投資効果等を総合的に勘案して、地元の協力を得ながら推進してまいります。

（要望事項）

3 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、改修、復旧事業の拡充等、築堤を含めた河川の整備促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯草火災が発生しているので、管理者として積極的に対処するよう強く要望します。

さらに、中小河川の河口周辺は県が実施した津波沿岸到達予測でも津波による甚大な被害が想定されるので、早急な整備の検討と実施を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、今後とも、整備の推進に努めてまいります。

また、河川敷へのゴミの不法投棄と枯草火災対策に対しては、パトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ゴミの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。

さらに、中小河川の河口周辺の津波遡上対策については、津波浸水予測の結果を踏まえ、それぞれの河川や地域にふさわしい対策について、必要な費用や対策の効果はもとより、景観や周辺環境に与える影響など、様々な観点から検討を進めてまいります。

（要望事項）

4 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

生活環境の安全を図るため、県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進を図るよう特段の配慮を要望します。

また、町村部には未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているので、住民の安全確保のため、これらの公共事業採択基準の緩和について国へ働きかけるとともに、採択基準に合致しない地区についても早急な調査を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

公共事業採択基準の緩和については、平成20年度も国に対して要望してまいりましたが、今後も機会あるごとに働きかけてまいります。

また、県単独事業においては、平成9年度より、がけの高さ5m以上・保全人家5戸以上まで工事採択基準を緩和し、危険度が高い所から順次工事を実施しております。

今後も危険度の高い所を優先し、工事を実施してまいります。

7 教育振興対策の推進

（要望事項）

1 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤です。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っています。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（教育局）

義務教育費国庫負担金については、現行の制度のもとでは、対象範囲が堅持されるとともに地方の裁量権がより拡大されるよう、また、見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう、平成20年7月に県として国に要望しております。

2005（平成17）年11月30日に政府・与党から示された「三位一体の改革」において、「義務教育費国庫負担制度を堅持する。」併せて、「今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在

り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。」とされております。

したがって今後は、国において義務教育の維持向上のために必要な財源が確保され、現行制度のもとでは、引き続き、国庫負担対象範囲が堅持されるよう、国に対して働きかけていくとともに、国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

(要望事項)

2 幼、小、中学校の安全な環境の確立について

学校施設内への不審者の侵入や、登下校時における事件等が全国各地で多発している中、学校の安全な環境を確立することは、子どもたちが安心して授業に集中し、学力向上にも貢献できるものと思われます。

現在は、各市町村がそれぞれ防犯対策を講じていますが、どこまでが十分な対策であるか苦慮している状況です。

このため、幼・小・中学校の安全対策の具体的かつ統一的な基準の下で実施が可能なシステムづくりと、これを実施するための財政支援を国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (教育局)

県教育委員会では、各学校で地域の実情に応じたマニュアルを作成してもらうために、平成17年3月「学校の安全管理マニュアル作成のため手引き」を作成し、県内のすべての公立学校に配付をしております。

なお、安全対策の統一的な基準、システムづくりとそのための国への財政的支援の働きかけについては、各地域でそれぞれ状況が異なることから難しい面もあるものと捉えており、それぞれの地域における実効性のある取組みが最も重要であると考えております。

(要望事項)

3 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額を出来る限り3分の1に近づけるよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (教育局)

幼稚園就園奨励費補助金は、補助制度の目的が十分に達成できるよう充実が図られることが必要であると考えており、この点について、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会を通じて、国に要望しているところであります。

(要望事項)

4 少人数学級編制の実現について

国の学級編制基準見直しの動きが伝えられていますが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、引き続き学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を引き続き要望します。

<措置状況> (教育局)

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、40人を基本としておりますが、平成16年度から市町村教育委員会と連携し、研究指定校という形で小学校第1学年を対象に一部の学校において35人学級編制を開始し、順次対象学年を拡大してまいりました。

平成20年度からは、児童・生徒の実態に応じた、よりきめ細やかな指導の必要性や市町村等からの要望を踏まえ、対象学年を小・中学校とも全学年に拡大いたしました。

なお、学級編制に市町村教育委員会の意向を反映させることについては、平成16年度から、市町村ごとの定数の範囲内で、各市町村教育委員会の判断と責任において弾力的な学級編制を行う場合は、原則として承認することとしております。（平成15年10月1日付け各市町村教育委員会教育長あて神奈川県教育委員会教育長通知）

学級編制の弾力化及び少人数学級のための教員加配を県単予算で措置することについては、現在の厳しい財政状況のもとでは困難であります。

（要望事項）

5 教育指導体制の充実について

（1） 県単独措置としての充て指導主事については、県と市町村の役割分担などの観点から、小規模町村では、教育有資格者の採用という問題や財政状況等を踏まえると、独自での配置は現実的に困難である。学校現場に精通した指導力によって学校教育事業の充実が図られ、大きな成果となって表われていることからも、引き続き町村分への当該制度を継続すること。

＜措置状況＞（教育局）

市町村教育委員会の充て指導主事については、当該市町村教育委員会が配置することとなっておりますが（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第19条第2項）、本県では、国からの定数のほかに、県単で児童・生徒指導の充実のため、各市町村の実情に応じて充て指導主事を配置してきたところであります。

しかしながら、県の財政状況、県・市町村間の役割分担などの観点から、市分については平成19年度で全廃致しました。

町村分については、現在の厳しい財政状況のもと、国の充て指導主事の定数の削減動向を注視しつつ、対応を検討していきたいと考えております。

（要望事項）

（2） スクールカウンセラーは、中学校の保護者を中心に、児童生徒、教職員の相談をはじめ、不登校の児童生徒宅への家庭訪問、発達障害のある児童生徒への対応、エンカウンターの実施、教職員研修と幅広く活動し、不登校問題から非行への対応、人間関係の構築等、多岐に渡り効果を上げつつある一方で、小学校では発達障害等による授業離脱、集団不適応など課題も多く、保護者・児童生徒・教職員から専門職の支援を望む声が多く寄せられる等、スクールカウンセラー配置の需要が高まっている中、依然として、活動時間が足りずケースに対応しきれない状況が生じているので、中学校への派遣日数を拡大するとともに、小学校にも中学校同様、専属のスクールカウンセラーを派遣すること。

また、旧SSNによる心の教室相談員は、生徒にとって年齢の近い相談相手として、教職員にとっては生徒の悩みを知るパイプ役として、活動が期待されているが、今年度より児童生徒自立支援事業の対象外となり、市町村単独での負担となっている。

これまでの実績を踏まえ、心の教室相談員の中学校全校配置に向けた本事業の拡充すること。

＜措置状況＞（教育局）

スクールカウンセラーの中学校への派遣日数の拡大や、小学校に配置することは、県の厳しい財政状況から困難であり、中学校に配置されたスクールカウンセラーが、校区内の小学校への対応を行うこととしております。

なお、心の教室相談員事業については、既に終了した事業であり、それに替わる相談員を新たに配置することは検討しておりません。

小学校における問題行動等への対応としては、平成20年度から国の事業を活用してスクールソーシャルワーカーの配置に取り組んでおり、平成21年度は、各教育事務所等に配置することとしております。

(要望事項)

6 特別支援教育の推進に係る体制整備について

障害のある児童生徒の教育については、平成15年3月に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「今後の特別支援教育の在り方について」において、従来の「特殊教育」から、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も含め、一人ひとりに適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制の整備が提言されました。しかし、現状においては、通級学級開設基準人数の引下げや教員の加配等もないことから、特別支援教育推進体制の整備が大変難しい状況にあります。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的な措置を国に働きかけるよう要望するとともに、県においても人的、財政的支援策を講じるよう要望します。

また、児童が各地域で適切な教育が受けられるよう、各市町村の状況等を踏まえ通級指導教室の開設のための基準人数枠の引下げによる単独配置や現「ことばの教室」への教員が加配されるよう要望します。

<措置状況> (教育局)

通級指導教室の開設にあたっては、特に児童・生徒数の基準は県としては設定しておりません。

通級指導担当教員については、県では該当児童・生徒10人に対して担当教員1人という、国の予算の積算基準に基づいて、定数措置をしております。

しかしながら、ご要望のように10人未満に引き下げての教員の加配措置は、新たに県単予算が必要となることから、本県の厳しい財政状況のもとでは困難であります。

なお、国への要望については、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会を通じて行っております。

(要望事項)

7 社会教育施設（公民館）の整備に対する補助制度の新設について

国は平成9年に「必要な施設は十分に普及している。」という理由で施設整備補助金が廃止されました。しかし、社会教育法第35条では、「公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助する」ことになっています。社会教育、生涯学習の推進が叫ばれている今日、社会教育施設は、団塊の世代が定年を迎え公民館機能の充実が増していることから施設整備が大変重要になっていますので、国へ施設整備に関する補助制度の新設を強く働きかけるよう要望します。

<措置状況> (教育局)

社会教育施設（公民館）整備に対する県の財政的支援については、「市町村振興メニュー事業補助金」の中の「生涯学習施設整備事業」により対応を図っているところであります。

国に対しては、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会の「国の施策並びに予算に関する要望」において、生涯学習及び社会教育の振興・充実を要望しておりますが、今後も引き続き働きかけてまいります。

(要望事項)

8 学校図書館の図書整備の促進について

「子どもの読書活動の推進に関する法律」による学校図書館の整備は交付税措置となっているため、不交付団体には適用されることから十分な対応ができないので、国の責任としてすべての市町村に対して一律に整備の促進が図られるよう特別の財源措置をするよう要望します。

<措置状況> (教育局)

国の「公立義務教育諸学校における学校図書館の図書の購入に要する経費の地方財政措置について」（通知）を受け、各学校を所管する市町村教育委員会に対し、図書の計画的な整備を図る

よう、引き続き働きかけるとともに、国の動向にも注視しつつ、対応を検討してまいりたいと考えております。

III 地域要望

1 三浦半島地域

(要望事項)

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて

葉山及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有しています。

当該地区は、現在、県が中心となって推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において「国営公園連携地区」と位置付けられていますが、このうち特に良好な自然環境を有する地域については「近郊緑地特別保全地区」に指定し、保全することが適切であること、併せて国営公園と一体となった広域的な緑地保全のため、県の所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組を進める旨の回答を期成同盟会から受けており、このため葉山町としても緑の基本計画の改訂を平成17年度に行い、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定を位置付けたところです。

また、近郊緑地特別保全地区の指定については、県が平成19年9月に策定した「横須賀三浦地域・地域づくり推進プラン」においても、平成22年度までに重点的に取り組む施策・事業として位置付けられていることから、今後、指定区域の検討作業、関係機関との調整等、具体的な指定作業を推進するよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定については、県としても、広域的緑地の保全の観点から、その必要性や地権者等の意向も踏まえながら、地元市町からの具体的な提案に応じて必要な調整と支援を行い、指定に向けての取り組みを進めてまいります。

2 湘南地域

(要望事項)

(1) 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応について

旧相模海軍工廠敷地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施していますが、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えますので、次の措置を講じるよう国への働きかけを要望します。

ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害などの補償も、国が行うこと。

<措置状況> (安全防災局)

県では、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国に提案しております。

また、毒ガス弾等に関しても、環境調査及び対策に努めるよう国に提案しているところであります。

(要望事項)

イ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

＜措置状況＞（安全防災局）

ご要望の点については、従来から国に提案しているところであり、引き続き、制度の確立を提案してまいります。

（要望事項）

（2）（仮称）湘南台寒川線の整備推進について

（仮称）湘南台寒川線は、藤沢市の湘南台方面と寒川町の北部地域を結ぶ東西幹線道路で、両地域を連絡するとともに、現在相模川沿いに計画されていて銳意整備工事が進められている自動車専用道路「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として、県の「かながわ交通計画」に位置付けられている道路です。

さらに、当該道路は、現在県並びに関係市町で進めている東海道新幹線新駅誘致に伴うツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路であり、まさに広域的な交流連携に大きく貢献する道路です。

当該道路につきましては、現在、寒川町においてルートに対する関係機関との調整を行い、早期の都市計画決定を目指しているところですが、当該道路の位置付け等を考慮し、整備につきましては、県にお願いしたいと考えています。

つきましては、当該道路の機能等に特段の理解をいただき、早期整備に向けた積極的な取組を引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

（仮称）湘南台寒川線については、都市計画決定に向けて、地元市町が主体となって、ルート・構造等の検討や調整が行われているところです。

こうした取組みの進捗を見ながら、整備主体や、整備手法などについて、市町と調整を行ってまいります。

（要望事項）

（3）西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な問題があると認識していますが、国道1号の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、橋インター下り線ランプを視野に入れた整備を引き続き中日本高速道路株式会社へ働きかけるよう要望します。

さらに西湘バイパスは、二宮インターから東側が国道1号のバイパスと位置付けられているため通行料が無料扱いとなっていますが、下り線は二宮インターに下りランプがないため下りることが出来ず、料金所を通過して国府津インターまで走らなければならないのが現状となっています。

また、この地域の国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定期運行が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって路線バスの廃止に拍車をかける要因にもなっています。そこで、国道1号の渋滞緩和など円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間だけでも無料にしていただきたいと願っています。

つきましては、実情を理解いただき、早期の対策を講じるよう中日本高速道路株式会社への働きかけを引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の西湘バイパス橋インター下り線ランプの設置及び無料化については、中日本高速道路株式会社より、現地の状況や事業計画の観点から早急な対応は困難であると聞いておりますが、国道1号の混雑緩和及び交通網の整備の観点から、要望の趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えています。

（要望事項）

（4）小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因是、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどと考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのこと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講じるよう中日本高速道路株式会社への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の小田原厚木道路の二宮インターの改良、及び、新規インターの設置については、その趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えてまいります。

（要望事項）

（5）葛川の河川改修促進について

水系の県管理河川は、県の重点整備河川として改修工事が継続的に進められているところですが、流域の宅地化等に伴い土地利用の状況が変化し、加えて河川の狭小あるいは未整備により、近年たびたび、葛川と不動川で溢水が起きており、さらに、河口付近では、降雨時の溢水と地震の津波による被害が懸念されています。

また、二宮地内の葛川では、隣接する県道秦野二宮線の道路改良工事計画に伴い道路排水能力が向上する見込みもあり、この道路排水の受け皿になる葛川の河川改修は急務であります。

一方、環境的な面から河川の清流を取り戻そうという民間レベルの活動も活発化してきており、行政としての関わり方も非常に多様なものとなってきています。

つきましては、河川の改修事業については、親水護岸等の環境整備に配慮して事業の一層の促進を要望します。

次に、遊歩道整備ですが、既に整備が終わった箇所については「水辺の憩いの場や地域の交流拠点」として親しまれていますので、未整備区間についても今後継続的に整備を推進するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の葛川の河川整備については、町との連絡調整を深めながら引き続き推進してまいります。

なお、葛川の砂防指定区間については、改修はすでに完了しております。

また、遊歩道の整備については、県では、河川管理用通路の整備として、引き続き努めてまいります。

（要望事項）

（6）相模川左岸用水路大蔵地内サイフォンの改修工事について

昭和初期に建設された、相模川左岸用水路は、相模原市磯部の取り入れ口から茅ヶ崎市室田地区までの5市1町の21kmの水路延長が米作生産に欠かせない農業用水路となっています。寒川町大蔵地内サイフォンも永い年月を経ち、老朽化による漏水が生じ周辺の田の農作業に支

障を（トラクター・稲刈機等が入れない状況）きしています。この様な状況ですので、早期に改善措置を講じられるよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

大蔵サイホンの対策工事については、既存施設の構造補強工事について平成20年度に改修計画を策定し、平成21年度に着工してまいります。

（要望事項）

（7）県立おおいそ学園のプールの再整備及び雨水処理に係る施設の改修について

現在、大磯町立国府小学校及び中学校の水泳授業については、大磯町立生沢プールを使用していますが、老朽化等により町立生沢プールを廃止することになりました。その対応として今年度は民間施設を使用して水泳授業を行うこととなりましたが、民間施設は学校からも離れていることもあります、あくまでも暫定的なものと考えています。このような状況ですので県立おおいそ学園内のプールを再整備し、水泳授業への利用や夏休み期間中の地域への開放等を要望します。

また、学園の施設内の雨水処理についても、近隣住民から苦情が出ており、早急の改修を併せて要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

おおいそ学園の入所児童は、非行など何らかの課題を抱えており、自立支援を行ううえで、安定した生活環境は欠かせないものであることから、他校の児童・生徒の来園は状況に応じて制限せざるをえません。さらに、夏期は水泳を通じた心身面の健康保持のためのプログラムが集中していることから、地域開放を行う予定はありません。

また、雨水処理については、専門業者に依頼し雨水を排除する排水路の障害物等を除去するなどの処理を行いました。除去処理後は、大雨の際にも雨水が支障なく排水されていることを確認しており、今後も除去処理の効果を検証してまいります。

なお、排水路につながるはけ口に溜まる落ち葉もこれまで同様適宜除去してまいります。

3 足柄上地域

（要望事項）

（1）厚木秦野道路（国道246号バイパス）秦野区間の早期事業化及び延伸計画について

国道 246 号は、1市5町（秦野市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町）の地域住民の日常生活や経済活動など、更には日本経済を支える重要な幹線道路です。

特に、秦野区間（約 10 km）においては恒常的な渋滞が続いている、その経済的損失は大きく地球温暖化の原因である CO₂ の増加要因ともなっています。

平成 8 年に都市計画決定がなされた、国道 246 号バイパス（厚木秦野道路）の建設事業は、通過交通の円滑化と地域の生活環境の改善、更には産業・経済の発展に寄与する地域高規格道路です。既に、厚木市や伊勢原市の一部区間においては建設が始まっており、平成 19 年 5 月に開催された調整会議においては、伊勢原西 IC より西側へ順次整備を図ることを基本とし、計画の具体化に向けた検討を進めていくという整備方針が示されました。しかしながら、現道の国道 246 号の渋滞は慢性化の一途にあり、生活環境等にも様々な影響を与えています。

このことから、秦野市、中井町、大井町、松田町の 1 市 3 町の協議会では、未事業化区間の事業化及び事業化区間の整備促進が重要であると考え、平成 19 年 7 月に第 2 東名高速道路及び国道 246 号バイパスへのアクセスに関する専門部会（広域道路網研究専門部会）を立ち上げ、平成 33 年の第 2 東名高速、国道 246 号バイパスの完成に併せた整備の必要性を確認したところで、併せて秦野市西インターチェンジ（仮称）以西の延伸及び大井松田インターチェンジへ

の連絡道路のルート（案）をまとめたところです。

つきましては、1市5町住民の生活利便の向上と産業・経済活動の発展のため、国道246号バイパスにおける他の秦野区間の早期事業化とアクセス道路の延伸について、国、県の特段の支援を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の国道246号バイパスの秦野市区間については、「（仮称）国道246号バイパス（秦野地域）整備調整会議」を平成17年度に設立し、国、県、秦野市、中井町が委員となり、早期整備に関する調査検討を行っております。

平成19年5月に開催した整備調整会議において、秦野市域については、伊勢原西ICより西側へ順次整備を図ることを基本とし、計画の具体化に向けた検討を進めていくという整備方針を取りまとめたところであります。

今後は、この秦野市域の整備方針により、引き続き、この整備調整会議の場において検討を進めるとともに、当該区間の早期事業化と事業の着実な推進について、国に働きかけてまいります。

また、県としては、当面、未事業化区間の事業化及び事業化区間の整備促進が重要であると考えておりますが、秦野西インターチェンジ（仮称）以西の大井松田インターチェンジへの連絡路の要望については、国へ伝えてまいります。

（要望事項）

（2）都市計画道路和田河原・開成・大井線の全線建設の促進について（足柄上郡）

都市計画道路和田河原・開成・大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ広域的な幹線道路として重要な役割を担っており、県の新総合計画「神奈川力構想」にも位置付けられ、県道怒田開成小田原線から酒匂縦貫道までの区間を計画区間として平成18年度から酒匂川2号橋の建設が開始されました。

しかしながら、周辺地域の交通渋滞の解消による利便性の向上、都市防災機能の強化、更には足柄地域経済の活性化等その効果を最大限に活かすには、酒匂川2号橋区間だけではなく、全線を考えた道路建設が不可欠であります。

つきましては、県施工による全区間の早期建設を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

和田河原開成大井線については、県道720号（怒田開成小田原）から、酒匂縦貫道路までの区間を、平成16年度に事業化したところであり、地元のご協力を得ながら、まずは、この区間の事業推進に努めてまいりたいと考えております。

（要望事項）

（3）県道711号（小田原松田線）の信号機増設について

県道711号（小田原松田線）の大井町区間における信号機につきましては、現在、要望箇所7交差点のうち4交差点につきまして設置がされ、交差点部の安全確保が図られています。

しかしながら、残りの3箇所につきましては、公共施設や民間企業が立地しているほか、多くの農地が存在し、児童や学生、企業関係者や地域住民が日常的に道路横断していることなどによる安全性の確保が重要な課題となっています。

また、平成16年度に、当該道路沿線の土地利用等の向上を図るため、要望する交差点区間と並行する町道が整備され、さらに、平成19年度にはその周辺の町道整備も完成した状況から、閉鎖されている交差点の解除や交差点の安全性に対する要望が高まっています。

つきましては、経済活動や日常生活の円滑化を図るためにも、当該道路の交通量も年々増加している状況を考慮していただき、早期の信号機の設置を要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

信号機等の交通安全施設の整備については、交通の安全と円滑を図るため、交通事故の発生状

況、道路構造、交通環境、沿道環境等、現場の道路交通の状況等や地域住民、議会、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、必要性を判断して順次整備しております。

御要望の県道 711号（酒匂川左岸縦断道路）の信号機については、7交差点のうち必要性が高い4交差点に設置しておりますが、残りの3交差点は今後の交通実態や交通環境の変化等により、必要性が高まった段階で、県下全体の状況を勘案しながら設置について検討してまいります。

（要望事項）

（4）県道711号（小田原松田線）の歩道設置工事について

県道 711 号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、魅力ある市街地の形成が着々と進められているところです。

しかしながら、踏切から主要地方道72号（松田国府津線）までの間は、現在狭小幅員で歩道がなく大型バス等の通行により、降雨時などは歩行が困難な状況です。県においても現況測量を実施して頂いたところですが、歩行者、車両等の安全性を高めるために、より一層事業推進するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の小田急踏切から県道72号交差点までの歩道設置については、平成21年度の事業化に向けて、国に補助を要望しております。

（要望事項）

（5）東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地区画整理事業について

県では、今後の都市的土地区画整理事業を明らかにした第6回線引き見直し作業が進められており、素案の縦覧公聴会を経て、平成 21 年度中には都市計画決定されることが示されています。

東名高速道路は、日本の経済活動を支える道路です。中井町では、東名秦野中井インターチェンジを活用し、「グリーンテクなかい」と一体的な都市的土地区画整理事業を推進していくこととし、その位置付けの目標を次回の線引き見直しに定めています。また、これらの取組においては、広域的な視点に立った都市の形成、さらには地域雇用の拡大による地域経済の活性化を図ることを目指しており、秦野市、二宮町、中井町の1市2町による広域行政の枠組みの中で、実現化方策に取り組むこととしました。

については、地域周辺の新たな道路（（仮称）湘南丘陵幹線）網のあり方や産業の動向を確認し、県の「かながわ都市マスタートップラン」の施策方針で打ち出された「インターチェンジ周辺などにおける計画的な産業・物流機能等の誘導策」に沿った、当地区における目指すべき地区の将来像、計画の基本となる基本構想づくりを行い、地元との調整などを含めた諸課題に取組ながら着実な事業推進を図りますので、県の農政部局や都市計画部局など、関係部局の多方面からの支援を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

中井町が、今後、当地区におけるインターチェンジを活用した「まちづくり」を行っていくに当たって、県では、中井町の産業の動向、目指すべき地区の将来像、地元との調整状況等をよく伺ったうえで、農政部局とも協議しながら、必要に応じて調整を行ってまいります。

（要望事項）

（6）元ハイツ＆ヴィラなかがわの土地活用について

平成 18 年 3 月をもって閉館・廃止となった元ハイツ＆ヴィラなかがわの跡地の活用については、県においても積極的に取り組んでいただいているが、いまだ具体的な方策が見えてこない状況にあります。

山北町においては、この土地の活用を町総合計画及び町土地利用計画等に位置付けて検討を

推進するとともに、跡地利用計画の素案を作成し、地元とも調整を図り取り組んでいます。

つきましては、景観や防災面も含め、早期に建物の除却を行うよう要望します。

また除却後の県有地の取扱いについては、譲渡方法等も含め検討するよう要望します。

＜措置状況＞（商工労働部・総務部）

元ハイツ＆ヴィラなかがわ跡地の利活用については、山北町における利活用計画、民間企業等の動向や建物の再利用の可能性を踏まえ、判断してまいります。

（要望事項）

（7）県立足柄上病院の産科医療の充実について

産科医師の確保難から分娩数を制限している県立足柄上病院においては、産科医師不足は早急には解消される状況ないと考えられます。

このことから、医師との連携・役割分担を踏まえた中で、助産師外来の充実や院内助産所など助産師がもつ専門知識や能力等の積極的な活用を図るなど、早急に地域の需要に対応し、地域の方が安心して出産ができるような受入れ体制の整備を要望します。

＜措置状況＞（病院局）

産科医療における助産師の活用については、これまで出産前の妊婦検診や保健指導から出産後の母乳育児や乳児検診、育児指導など、妊娠から出産後までの一貫したフォローを、既に助産師外来（毎週1回火曜日）や母乳育児外来（毎週1回木曜日）として助産師が行ってまいりましたが、助産師外来については、平成20年度から拡充をいたしました（毎週2回月・金曜）。妊婦等からも高い評価を得ておりますので、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、院内助産については、受入体制を整備し、平成20年7月から医師が立ち会わず助産師による分娩介助を開始し既に実績を上げており、今後も充実に努めてまいります。

（要望事項）

（8）小田急開成駅前への交番設置について

小田急線開成駅は、昭和60年3月に開設されて以来、現在では開成町のみならず南足柄市を始め大井町、松田町、山北町等近隣市町から年間333万人以上の乗降客が利用する駅となっています。また、駅周辺は高層マンションや戸建住宅の建設、大型スーパーの開店などの開発が急速に進み、本年4月には開成町の人口は16,000人を超え、依然として急速な人口の伸びを示しています。

駅利用者の増加に伴い、駅周辺での痴漢や自転車盗等の犯罪が増加したため、平成8年12月、町は警察官が立ち寄れるよう開成駅前連絡所を設置しました。平成10年度には地元住民や開成駅利用者から交番設置要望の署名が8千人分も集まり、嘆願書として町に提出されました。そこで、平成15年度に民間ボランティア団体である「安全サポーター」を発足し、現在は48名のメンバーが自主的に駅周辺のパトロール等を行い、安全確保を図っています。

しかし、今後も人口増に伴う駅利用者の増加による様々な犯罪等の増加が予想されるため、住民の安全と治安の維持のため、早急に開成駅前への交番設置を要望します。尚、交番が設置されるまでの間、駅周辺の安全確保のため、これまで同様に警察官の立ち寄りを継続するとともに、連絡所への警察官OBの駐留を要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

交番の設置については、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

開成駅前地区は、吉田島駐在所が管轄しており、現状の交番や駐在所の配置状況を踏まえ、上記事項を検討しますと、現時点では交番の設置は困難な状況であります。

今後も同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して交番の機能をより強化することにより、治安に間隙が生じないように努めてまいります。

なお、交番の新設については、スクラップ・アンド・ビルトを原則として考えております。

同地区につきましては、交番やパトカー勤務員等の立寄りや駐留警戒等により、警戒力を強化し、治安維持に当たってまいります。

また、関連する開成町等の自治体側が、安全・安心に資するため、警察官OBの雇用を希望する場合には、真摯に対応させていただきたいと考えております。

(要望事項)

(9) 中井町南部地区の事業化への支援について

二宮町及び小田原市に、近接する中井町南部地区 32 ヘクタールの土地利用については、国の柑橘再編対策事業として、平成2年に県の強い行政指導により進められたものであり、第4回・5回の線引き見直しにおいて、工業系の土地利用を図る特定保留区域に位置付けされ、現在進められている第6回線引き見直しにおいても、概ね5年以内に事業化を図ることのできる工業系の特定保留地区に位置付けられることが確実となっています。

つきましては、財政基盤の確立を図るため、公社、中井町では多方面から事業化方策を検討していますが、これら懸案事項の解決に向け、県として公社への一層の事業促進を図るよう特段の配慮を要望するとともに、早期な事業化に向けた取組についての方策の検討を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の「公社への一層の事業促進を図るよう特段の配慮」と「早期な事業化に向けた取組についての方策の検討」については、県でも、町及び公社と三者で構成するワーキンググループ(平成19年3月20日規約施行)で連携を取りながら、積極的な利用推進に向け、土地の有効活用に必要な情報の収集や提供などの支援について、可能な限り対応してまいります。

なお、保留区域の設定に当たっては、第6回線引き見直しにおいて、現在、国との調整を実施しているところであります。

(要望事項)

(10) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について

松田町寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号(神縄・神山線)の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての土佐原林道及び秦野市道ですが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想されます。

つきましては、防災上の見地からも県道710号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である土佐原林道を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望します。

<措置状況> (県土整備部・環境農政部)

県道710号(神縄神山)の法面保護については、防災上の観点から緊急度の高い箇所の整備を行っており、今後も地元のご協力を得ながら事業進捗に努めてまいります。

なお、拡幅整備については、今後の検討課題であると考えております。

また、土佐原林道は、「県営林道土佐原林道の管理に関する覚書」に基づき、県と松田町が役割分担しながら、林道の整備、管理を行っており、環境が整えば管理換えをしていくこととなっております。

現在、県は土佐原林道の敷地調査を進めており、道の管理区域を明確にしたうえで、町への移管に向けた準備を進めているところであります。

ご要望のありました幹線整備については、2級林道の規格として整備が終了しているため、

全線にわたる改築工事は、林道事業としては出来ません。

落石対策、交通安全施設等の整備については、順次進めてまいります。

(要望事項)

(11) 県営林道玄倉線安全対策工事の早期完了及び玄倉山神峠線の整備について

首都圏近郊で自然が豊かな西丹沢地域は国定公園等に指定され、多くの観光客とりわけ登山者やハイカーに人気がある地域です。その中でも県営林道玄倉線沿いに見られるユーシン渓谷は新緑や紅葉の時期には多くの観光客が訪れる人気スポットであり、その先にあるユーシンロッジは、西丹沢の登山基地・避難所として多くの登山者が利用していました。

ところが、平成19年3月に2号隨道に亀裂が発見され、落石・落盤の危険性から完全通行止めとなり、それに伴いユーシンロッジもやむなく閉鎖しています。更に本年になってから、4号、6号隨道にも危険性があることが新たに確認されました。

これにより当初、工事完了まで3年を要するとの説明がありましたが、通行止め期間が更に延長されるのではないかと危惧しています。

県におかれましても、この安全対策工事に全力で取り組んでいることとは存じますが、観光客の利便及び確保のため、早期に工事が完了するよう要望します。

また林道が通行止めになっている間でもユーシンロッジへ登山者を受け入れることができるルートとして、現在通行止めとなっている玄倉山神峠線（山神峠からユーシンの間）の整備も併せて要望します。

<措置状況> (環境農政部)

現在、玄倉林道の2号隧道については、地質調査や対策工の検討などを内容とした詳細な委託調査の結果及び関係機関と調整を行った結果、平成21年度から平成23年度までの3年間で新たなトンネルを設置することいたしました。

また、公園歩道「玄倉山神峠線」については、平成19年の台風等により歩道本体や橋が流されて通行止めをしました。以後、度重なる現地調査及び検討をしておりますが、崩落が続いているため、復旧の目処がたっておりません。

そのため今後、利用者の安全と利便の確保及び自然環境保全の両面から検討し、復旧の目処がたった場合には整備を行ってまいりたいと考えております。

(要望事項)

(12) 山北つぶらの公園工事着工の早期実現について

山北簡易保険レクリエーションセンターの建設中止による跡地については、すでに山北町が土地購入をしました。町ではその跡地の利用について企業誘致を始め活用方策を検討しているが、具体的な計画が進まない状況です。

隣接する山北つぶらの公園や大野山牧場については、大野山まきば館の整備は終了したものの、山北つぶらの公園の整備は、整備区域内に猛禽類の生息が確認され、その生態調査が必要であること、あるいは用地の買収が一部未了であり工事着工できない状態であると聞いています。

県では今後、早急に関係機関による組織を立ち上げ、検討に入ると聞いていますが、地元住民は今後の都夫良野周辺地域の土地活用について、不安と期待を抱いています。

山北町においても、簡易保険レクリエーションセンター跡地の利用検討については、推進しますので、県におかれましても山北つぶらの公園の工事着工を早期に実現することを要望します。

<措置状況> (県土整備部)

現在、山北つぶらの公園（仮称）については、専門家及び地元代表者、行政を交えた検討委員会を設置し、具体的な見直しの検討を進めているところであります、環境保全と利用促進の両面を考慮

した実現可能な計画を策定し、早期の一部開園を目指してまいります。

(要望事項)

(13) 第一生命大井事業所の再編・移転に伴う支援について

平成 20 年 1 月 16 日、第一生命保険相互会社は、昭和 43 年に大井町に「大井本社」として進出した第一生命大井事業所の機能を、平成 23 年度までに再編・移転する計画を発表しました。この計画が予定どおり実施された場合、大井事業所敷地（約 60ha）が遊休地化するほか、第一生命大井事業所の地域経済に占める位置付けを考えた場合、その影響は足柄上地域のみならず、広く県域に及ぶことも懸念されます。

さらに、大井事業所の再編・移転は、敷地の遊休地化のみならず、「神奈川の建築物 100 選」に登録され、いまや地域のシンボルとなっている景観の喪失をも意味するものとなっています。

こうしたことから、今回の同社による再編・移転計画による足柄上地域への影響が最小限に留められるよう、また跡地についても、地域にとって最適な土地利用が図られるよう、県の特段の支援を要望します。

<措置状況>（政策部）

第一生命大井事業所の再編・移転は、所在する大井町のみならず、周辺の市町、そして県にも大きな影響を与える重大な事案と受け止めております。そこで、平成20年3月に大井町、第一生命、県を構成員とする「再編・移転問題連絡会議」、さらに周辺市町、県、関係事業者を構成員とする「再編・移転問題地域連絡会議」を立ち上げ、これまで再編・移転の状況把握、地域経済への影響と対策の検討、跡地利用等に関する情報交換などを行ってきたところであります。

今後とも、こうした会議などを通じて、引き続き、関係市町と緊密な連携を図りながら、地域経済に影響を極力生じさせないよう、また、よりよい跡地活用が可能となるよう、県といたしましても、できる限りの支援に努めてまいります。

4 足柄下地域

(要望事項)

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について

神奈川県土地利用調整条例では、1ha 以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を 3,000 m²以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されています。

しかしながら、平成 21 年 3 月 31 日をもって「1ha 未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）の廃止が決定し、今後小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとされました。

仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられます。

このようなことから、指導基準が廃止されることに伴い、抜本的な土地利用調整システムを見直すとともに、条例の建築物系の開発行為における開発区域の面積についての経過措置につきましては、条例の本則への移行を要望します。

<措置状況>（政策部）

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けておりますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面

積を3,000m²以上に引き下げております。

この条例の趣旨としては、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては、1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考えを尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしていることから、経過措置を条例本則に規定することはありません。

なお、経過措置については、ご要望の趣旨を踏まえ、当該町村と十分調整してまいります。

また、県では、少子高齢化や地方分権の一層の進展など、土地利用をとりまく環境の変化を踏まえ、人口減少期における土地利用政策のあり方について、今後、県・市町村で連携、協調しながら検討していきたいと考えております。

(要望事項)

(2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について

国道135号及び真鶴有料道路の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望しているものです。平成15年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をしていただいているところですが、早期事業化に向けてなお一層の検討を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

西湘バイパス石橋インターから真鶴道路の区間の渋滞は、県としても放置できないと認識をしており、国道135号のバイパスとして県が主体となって整備する考え方にとって、「かながわのみちづくり計画」に新規事業化を図る箇所として位置付けております。

平成20年度には、都市計画決定に向けた調査検討を進めるため、地形図を作成するための測量調査を実施しております。

引き続き、バイパス整備の早期事業化に向け、国等の関係機関と調整を進めてまいります。

(要望事項)

(3) 県道75号（湯河原箱根仙石原線）の整備について

県道75号につきましては、湯河原と箱根の観光地を結ぶ重要なアクセス道路です。現在、温泉場道路（3・6・1 都市計画道路湯河原箱根仙石原線）整備や藤木川遊歩道整備を実施していますが、早期完成を要望します。

また、温泉場地区から箱根方向に向かって奥湯河原の区間に道路の狭い部分があり、大型車両の交互通行ができず、早急に整備が必要であるため、拡幅改良を実施されますよう要望します。

<措置状況> (県土整備部)

県道75号（湯河原箱根仙石原）については、現在、万葉橋から藤木橋までの区間について、拡幅整備に取り組んでいるところでありますが、ご要望の奥湯河原地区については、事業の優先度・緊急度を考慮いたしますと、現段階ではご要望に沿いかねます。

また、遊歩道整備については、平成19年度に現地の詳細な河川横断測量等を実施したところであります。引き続き藤木川の護岸改良の検討などを進め、湯河原町等の関係者と協力して、遊歩道整備の実現に向け取り組んでまいります。

(要望事項)

(4) 広域営農団地農道整備事業小田原湯河原線の整備について

小田原市から真鶴、湯河原両町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するものです。未採択の2期工事につきましても、早期に採択・実施されるよう強く要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

本事業は道整備交付金により実施されており、ご要望の2期区間についても次期地域再生計画に位置付け、整備を実施することで国と調整を図ってまいります。

（要望事項）

（5）「カヤの木沢」及び「かなまじり沢」の砂防整備について

「カヤの木沢」及び「かなまじり沢」の砂防整備については、平成16年11月4日付けで神奈川県知事宛に意見書を提出し、神奈川県議会宛に要望書を提出したところです。

既に、用地買収を初め事業に取り組んでいただいているが、早期完成に向けて整備促進を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

「かなまじり沢」については、平成19年度に仮設進入路などの工事に着手したところであり、引き続き早期完成を目指して工事を進めてまいります。

また、「カヤの木沢」については、現在鋭意用地買収を進めているところであり、今後も早期の工事着手に向けて努力してまいります。

（要望事項）

（6）松くい虫被害対策事業に対する財政措置について

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっていますが、近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と真鶴町が薬剤散布により被害防止に努めてきました。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念されています。このため、平成19年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止することとしました。

つきましては、樹幹注入の完全移行に対する補助を強く要望します。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

松くい虫等防除事業については、県は市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、健全な松林への薬剤注入による予防対策や被害を受けたマツを伐倒して除去するなどの駆除対策を重点的かつ集中的に行っているところあります。

県としても市町村が定める計画等を踏まえ、継続的な松くい虫等防除事業の実施ができるよう、国などに積極的に働きかけ、今後も引き続き必要な財源の確保に努めてまいります。

（要望事項）

（7）国道135号の整備について

真鶴道路旧道区間が無料化されることにより、並行路線の国道135号の一般県道化の準備が進められていますが、国道135号は地域住民の大切な生活道路であり、観光交流を支える自動車交通の重要な基軸として、交通機能はもとより、観光立地施設の沿道サービスをも担うなど、地域活性化のための重要路線です。一般県道化以降も、交通安全施設等整備事業などの整備を実施されますよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

国道135号（県道740号（小田原湯河原））については、現在、小田原市根府川の幅員狭小区間ににおいて、視距改良工事を実施しておりますが、早期の供用が図れるよう引き続き行ってまいります。

また、他の区間については、状況をみながら検討してまいります。

（要望事項）

（8）南足柄市への連絡道路の新設について

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、県が事務局となって研究会を設置し、平成18年度及び平成19年度の2年間検討が行われました。その報告書に記載されている地域活性化や災害時の機能強化などを踏まえた望ましいルート・構造について、改めて県が事務局となって、県と周辺市町による広域的な研究会を設け、引き続き検討することを要望します。

また、連絡道路の実現に向けて調査研究費等の予算措置を講じるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、平成18年度に、県及び両市町の関係職員による研究会を設置し、5つのルート案を選定して課題を整理し、平成19年度は、地下水の利用に対する影響や、動植物への影響からの検討を行ったところあります。

平成20年度は、広域的な観点からの検討を行うため、県と県西地域の2市5町による研究会を進めております。今後も、関係市町と連携しながら、検討熟度を高めてまいります。

（要望事項）

（9）真鶴港における津波対策の措置等について

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられています。

津波対策の重要性を踏まえ、一朝有事の際には付近住民や観光客等の避難施設となる機能を併設した港湾管理・防災施設については、いまだ着手の予定が示されておらず、近年における高潮による異常水位によって既存施設の冠水等も危惧される状況です。

沖防波堤の設置が既に着手され、また、短期完成についての考えも示していただいたところですが、津波対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべき施設と考えている事から、港湾管理・防災施設の早期着工・完成と、同施設を含めた港内整備（ポートパーク、漁業区域等）の完成までの年次スケジュールの提示を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

真鶴港の活性化整備計画については、第2物揚場の改良を平成18年度に完了し、沖防波堤は、平成19年度から着手しており、早期完成に向け事業進捗に努めてまいります。

津波避難施設としての港湾管理・防災施設の整備については、事業主体等を含め町と調整・協議してまいります。

また、ポートパークや漁港区の整備についても、役割分担及びスケジュールについて町と調整・協議しながら、活性化整備計画の進捗を図ってまいります。

（要望事項）

（10）ごみ減量化を図るため生ごみ処理器設置費助成について

ごみの減量化、資源化を推進するため、生ごみ処理器の購入費の一部を真鶴町で助成しています。

一般廃棄物の処理に関する事務は市町村の自治事務ではありますが、循環型社会の実現に向け県下全市町村において購入補助を行っています。県においても財政支援を図られますよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

一般廃棄物の処理の仕組みづくりは市町村で行うものでありますので、特定のごみ処理施策に対して、県として財政支援を行う考えはありません。

(要望事項)

(11) 岩ふれあい館の施設利用に対する県の協力、財政支援措置等について

真鶴町では平成17年4月に旧真鶴小学校と旧岩小学校が統合され、旧真鶴小学校の校舎を使い、まなづる小学校を新設しました。

旧岩小学校の校舎については現在、岩ふれあい館と称し、地区の住民のコミュニティの場として、また広域避難場所として使用しているところです。

しかし、当該施設については、老朽化が進み、又構造上に問題があるため、今後の利用については、施設改修や取り壊し等も検討に入れた中で地域住民の要望を踏まえ進めてまいりますが、状況により、県の協力、また財政支援（起債等）を講じるよう要望します。

<措置状況>（総務部）

当該施設の利用計画が明確になった段階で、状況により相談に応じてまいりたいと考えております。

5 厚木・愛甲地域

(要望事項)

(1) 厚木愛甲ブロックごみ広域化処理に対する支援について

厚木市、愛川町及び清川村は、神奈川県ごみ処理広域化計画を踏まえ、平成16年4月1日に厚木愛甲環境施設組合を設置し、ごみ処理施設の整備に向け、取組を進めています。

つきましては、今後、本格化する施設整備に際し、諸調査や法定計画等の事業費等に対する財政的支援や、技術職員の派遣等の人的・技術的支援を要望します。

また、「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、その承認を受けたところですが、交付金確保のため、指導、助言等積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

当該地域計画に沿った施設整備に係る交付金等の手続が円滑に進むよう、今後も適時・適切に助言等を行ってまいります。

また、施設整備に係る技術的支援については、「ごみ処理広域化推進会議」等を活用し、廃棄物処理施設に係る技術や事業手法などに係る情報を引き続き提供していくほか、ご要望があれば具体的な事例等についても、助言・支援に努めてまいります。

(要望事項)

(2) 重症心身障害児施設のショートステイ事業の拡大について

在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院等の際に一時的に介護が受けられるようになることや、介護者等の休養（レスパイト）のためショートステイを利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠となっています。

県央地区では、神奈川県立七沢療育園が地域保健福祉の支援拠点施設となっていますが、保護者の利用ニーズの実態に合わせた柔軟な受入れ（短期入所枠の拡大・利用ニーズの高い時期の空きベッドの増床）を要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

障害者自立支援法及びあわせて改正された児童福祉法の施行により、従前の定員遵守要件が緩和され、一定の要件で定員を超えて利用予定者を受け入れることが可能となり、柔軟な運用を可能とすることになりました。

ご要望の七沢療育園については、現在、40床のうち39床を長期・中期入所、1床をショートステイとしておりますが、ショートステイについては、長期・中期入所の空きベッドも活用して受け入れを行っているところであります。

今後とも、重症心身障害児の在宅生活を支援する観点から、長期・中期入所の空きベッドの柔軟な運用に努めてまいります。

(要望事項)

(3) 柄沢治山事業について

愛川町の柄沢流域については、市街化区域内に位置していることから、沢の上部には住宅が立ち並んでいますが、近年、沢の山腹の崩落が進んでおり、地域住民の生命・財産を脅かしかねない状況となっています。

当該箇所については、傾斜地の多くが保安林指定を受けており、治山事業によって崩壊防止対策を講じることが可能と思われますので、災害の未然防止のため、治山施設の整備を推進されるよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

ご要望の箇所については、保安林の指定状況等を勘査しながら検討してまいります。

(要望事項)

(4) 県立特別支援学校のスクールバスの設置及び増設について

例年、愛甲地区から複数の児童生徒が、近隣の特別支援学校に就学し、一人一人に応じた適切な教育を受けています。しかしながら、近年、特別支援学校への就学者の増加に伴い、通学手段であるスクールバスの利用が年々難しくなっている状況にあります。

さらに、伊勢原養護学校に通う児童生徒においては、学校にスクールバスの設置がないため、自力通学や保護者の送迎による通学が就学の条件の一つとなり、就学しても、体調不良等、保護者の送迎が難しい日には、通学できず学習の機会が奪われてしまうこともあります。

このようなことから、障害のある児童生徒の教育の機会を保障するため、特別支援学校のスクールバスについて、現在設置されている学校への増設及び伊勢原養護学校への新規設置について、強く要望します。

<措置状況> (教育局)

スクールバスについては、厳しい財政状況の中、県全体のバランスを考えながら計画的な増車に努めてまいりました。

今後も新設校への増車のみならず、過大規模化した既設特別支援学校の通学状況を改善すべく計画的な増車に努めてまいります。

なお、伊勢原養護学校については、学校側でスクールバスを整備しておりませんが、厚木市でスクールバスを運行されており、児童生徒の通学の利便は確保されているものと考えております。

(要望事項)

(5) 県道64号（伊勢原津久井線）の信号機増設について

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖ICへのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っています。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の横断等に支障をきたすほか、住民が交通事故に巻き込まれる可能性も高い道路であり、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも再三にわたり信号機の設置要望が出されています。

つきましては、住民の交通安全確保のため、次の2箇所に信号機を設置するよう要望します。

ア 村道山岸外周線に接続するT字路

イ 清川村役場前

<措置状況> (警察本部)

信号機等の交通安全施設の整備については、交通の安全と円滑を図るため、交通事故の発生状況、道路構造、交通環境、沿道環境等、現場の道路交通の状況等や地域住民、議会、関係行政機

関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、必要性を判断して順次整備しております。

御要望の2交差点への信号機の設置については、ここ数年人身事故の発生がほとんどなく、従道路の交通量も少ないとから、今後の交通環境の変化を見ながら必要性が高まった段階で設置について検討してまいります。

(要望事項)

(6) 片原・柳梅地区の治山事業の推進について

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成しています。

平成11年夏の豪雨において、この地区的山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせてています。このような状況において崩壊した一部については防止対策が講じられ整備が進みましたが、その周辺域の崩壊危険箇所はいまだ整備が進んでいません。

よって、一部箇所の防止対策に止まらず、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に治山施設の整備を推進されるよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

片原・柳梅地区は、これまで治山事業により落石防止対策を実施してまいりました。平成21年度においても落石防止対策の実施とあわせ、地元自治体（清川村）と連携して現地見学会を実施するなど、地域住民の山地災害防災意識向上を図りながら事業を進める予定であります。

なお、当該地区において一部保安林指定がされていない箇所もあることから、事業実施に向け、保安林の指定について協力をお願いします。

6 水源地域

(要望事項)

(1) 企業庁クリーンエネルギー導入等助成事業助成金の実施期間の延長について

標記助成事業については、企業庁が行う電気事業に対する理解と協力を得て円滑な事業推進を図り、もって県民の公共の福祉の増進と電気事業の普及・啓発に寄与するため、平成16年度より発電所等が所在する市町村への助成として開始されました。

平成16年度以降、該当する市町村においては、クリーンエネルギー導入事業については、太陽光発電と風力発電を利用した街灯（ハイブリット街灯）の整備やクリーンエネルギー自動車の導入等、また、教育・研究活動事業については、小中学校に環境教育に係わる備品等の購入や下水道施設見学のバスの借上げ等に活用しており、比較的財政基盤の弱い水源地域の整備に大きく貢献しているところです。

つきましては、今後も同助成事業を活用した整備・環境教育等を実施していくたく、平成21年度までの実施期間を延長するよう要望します。

<措置状況> (企業庁)

今後とも、クリーンエネルギーである水力発電への理解を深めるために、発電所等の所在する市町村の協力を得ることが不可欠であることから、現在策定中の県営電気事業経営計画においては、助成事業の実施期間について延長の方向で検討しております。

(要望事項)

(2) 河川区域内における廃棄物処理対策について

県内河川における取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、取水堰上流域における河川環境の美

化など、水質保全に係る取組が必要不可欠となっています。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、行楽客によるごみの放置等により、水源環境の悪化が懸念される状況となっています。

町村においては、従来から、河川区域内の不法投棄物や散乱ごみの撤去に取り組んできましたが、その事業費が大きな負担となっている現状にあります。

こうした事業については、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県におかれましては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されること等）の啓発等について、積極的に取り組まれますよう強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

河川敷へのゴミの不法投棄に対しては、パトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ゴミの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めておりますが、今後は、すでに実施しているダム放流警報施設を利用した呼びかけについて、実施期間や時間帯の拡大を図るとともに、夜間監視パトロールの強化などにも取り組んでまいります。

（要望事項）

（3）水源環境負荷軽減の取組強化について

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されています。水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講じることにより、その効果を一層発揮するものと考えられます。

一方、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を行う自治体にとって、その整備に伴う財政負担は非常に重いものとなっています。

つきましては、第1期の5か年計画（平成19年度～平成23年度）の見直しに当たっては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、対象地域の水源林地域への拡大を検討するよう要望します。

＜措置状況＞（政策部）

「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の生活排水対策については、ダム集水域が、他の地域に比べて対策が遅れており、また、水がめであるダム湖への生活排水の流入を抑制し、富栄養化状態の改善を図ることが、喫緊の課題でありますことから、対象地域をダム集水域に限定しているものであります。

なお、ダムの下流地域における生活排水対策については、従来どおり、下水道整備事業や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業により、順次、対応しております。

生活排水対策は、ダム集水域、下流地域ともに大変重要ですが、現在はこのような役割分担の下に取り組んでおります。

次期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における施策対象地域の見直しについては、従来から取り組んでいた事業の進捗状況や当該地域の水質状況を踏まえつつ、事業の実施主体である市町村と調整を行い、さらに、県民の皆様にお願いする負担と事業効果を勘案しながら、判断してまいります。